

平成29年第2回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成29年 6月 6日  
本日の会議 平成29年 6月 8日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君  
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君  
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君  
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君  
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君  
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君  
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君  
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君  
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君  
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君  
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君  
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君  
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君  
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君  
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君  
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

9番 西岡 克之 議員

10番 岩永 政則 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会	9時30分
散会	15時05分



○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから、本日の会議を開催いたします。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告順6、堤理志議員の①バス、乗合タクシーの運行について、②難病の福祉医療助成制度の周知について、③「平和で安全な町宣言」の具体化についての質問を同時に許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

皆さん、おはようございます。早速、一般質問を始めていきます。

まず1点目、バス、乗合タクシーの運行についてであります。平成29年度の施政方針の中で新しい公共交通システムに関し、その一部を年度内に試験運行を目指すとしていきます。本町は斜面地や公共交通機関のエリアから離れた地域に居住する世帯もあり、バスや乗合タクシーの充実を要望する声が少なくありません。また、今後の高齢化により運転免許証の返納が進むと住民ニーズがさらに高まることが予想されます。そこで、以下について伺います。

1、公共交通を充実させようと考えた理由、目的が何かお尋ねをいたします。

2点目、どのような手段、運行を考えていますか、お尋ねをいたします。

3点目、民間バス事業者、JRなどの既存の公共交通機関との相互連携はどのようになりますか。お尋ねをいたします。

次に、難病の福祉医療助成制度の周知についてお尋ねをいたします。特定疾患、いわゆる難病は原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病、経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされています。平成25年4月施行の障害者総合支援法で障害福祉サービス等の利用が可能となるなど、一定の助成拡大がなされているようです。こうした国が定めた助成制度に加え、本町は福祉医療として、一部医療費を助成する制度があるとしています。しかし、該当する難病にあるにも関わらず、本町の福祉医療の存在を知らず申請しなかった事例があるようです。この方は後にこの制度を知って申請し、受理がなされております。難病は治療の未確立や難しさ、慢性的症状のため、精神的肉体的にはもちろんのこと経済的に困難を生じることが大きいという問題があります。制度についての情報格差による経済的格差が生じてはならないと考えます。制度の周知方法が適切なのか、町の見解をお伺いいたします。

3点目に「平和で安全な町宣言」の具体化についてであります。本町の「平和で安全な町宣言」では、現在、未来を通じて、平和で安全なまちづくりを念願する私たち長与町民は平和で安全な郷土を築き子孫に引き継ぐことが、今を生きる私たちに課せられた最大の責務である。都市非核三原則を守り、核兵器の速やかな廃絶と紛争と戦争のない世界の実現を強く望むとあります。その具体化として、従来から各種の平和事業が取り

組まれていることは承知してはいますが、最近の情勢に鑑み、以下の2点について見解をお伺いいたします。1、ヒバクシャ国際署名の案内が町広報紙に掲載されましたが、町民へのさらなる広報、周知ができないかという点。2点目、長崎市中央公園の蒸気機関車解体に際し、本町が車輪とレールを譲り受け、平和の継承に活用するとの報道がありました。この具体的な計画はどのようなものなのかという点をお伺いいたします。以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして、おはようございます。今日、最初の御質問者であります堤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1番目1点目の公共交通を充実させようと考えたわけ、目的という御質問でございます。本町のバスの運行状況につきましては、国のアクセシビリティ評価によりますと、全国の平均的なサービス水準よりもおよそ3倍程充実していると、その様な結果になってます。しかしながら、平成26年度に町民意識調査を実施しましたところ、生活環境の充実度におきまして、公共交通は残念ながら下から2番目に、そういう低い評価がありました。そこで昨年度、主にバス路線の現況を調査するとともに課題を分析をいたしまして、改善方策の方向性を示しました地域公共交通網改善計画というものを策定したところでございました。主な課題といたしましては急傾斜かつ狭隘なる道路で形成された団地で、バス利用が不便な地域あるいは町の中心部など目的地別に見た場合に移動がしにくい地域が存在すること、新たに形成された市街地への対応などが挙げられました。特に急傾斜地でバスの乗り入れができないような団地の高齢化対策は優先的に取り組む必要があるんじゃないかとそのように考えました。また、町民の皆様方が便利に移動できる公共交通体系の構築を目指し、その充実を図る必要があるのではないかとそういう考えに至ったところでございます。

次に、2点目のどのような手段、運行を考えているかの御質問でございます。先程申し上げましたように、団地の対策といたしまして乗合タクシー等の新交通システムへの導入を検討してまいりたいというように考えております。今後、町内の2つの地域、狭隘なる団地の地域ということでございます。その試験運行を目指しまして、地域住民の皆様方の御意見、地域公共交通会議における議論を踏まえまして、具体的な運行ルートや運賃などを設定してまいりたいとそのように考えております。この他、町内における移動や通勤通学の利便性向上、新たに形成された市街地への対応といたしまして、町内循環線を始めとした路線バスの充実につきまして、バス事業者と協議をしてみたいと考えております。これにつきましてはバス事業者の方でも、今年度、北陽台団地への経路変更や長崎駅、県立大学シーボルト校間の路線の新設がなされるなど、一定の協力あるいは改善が図られたものと考えております。

次に3点目のバスやJRなど既存の公共交通機関との相互連携との質問でございます。乗合タクシーなどの新たな公共交通システムを導入する際には、バス、JRやタクシーなどの既存の公共交通機関との調整が重要であると考えております。新たな交通システムの導入ルートや運行ダイヤによっては既存事業者と競合することになりまして、経営を圧迫するとそういったことが懸念されるわけでありまして、そのようなことから、慎重にルートを検討するとともに、駅やバス停等を繋ぐなど相互利用にも資するものとなるよう、当該事業者を交えたいわゆる地域公共交通会議におきまして、協議をしまいたいとそうように考えております。

次に、2番目の難病の福祉医療助成制度の周知でございます。難病を患われた福祉医療制度の対象者、いわゆる特定医療費受給者証をお持ちの方につきましては、難病に係る入院分につきまして自己負担分を超えた場合に、その差額の2分の1を町より助成をしております。また、制度の周知方法としましてはチラシの窓口設置、年1回の広報ながよへの掲載及び本町ホームページ掲載により実施をしているところでございます。受給者証の交付事務につきましては保健所が所管をしていることから、町におきまして未申請者を把握することはなかなか難しいというのが現状でございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、受給対象者間での負担の公平性のためにも、さらなる制度の周知徹底に努めていくとそうように考えております。

次に、大きな3番目の1点目のヒバクシャ国際署名の町民への周知という質問でございます。長与町では平成6年に「平和で安全な町宣言」を行い、核兵器の廃絶と恒久平和を願い、戦争の悲惨さ、平和の大切さ、そういったものを次世代へ継承すべく、これまで平和事業を実施をしまりました。議員の御質問のヒバクシャ国際署名につきましても、本町も核兵器廃絶を願う、その訴えに賛同をいたしまして、役場職員からも959名分の署名をいただき、ヒバクシャ国際署名をすすめる長崎県民の会へお送りをさせていただいたところであります。また、このたび役場1階ロビーにおきまして署名する場を設け、広報ながよ5月号にて案内をさせていただき、賛同される町民の皆様へ御協力をお願いしている次第でございます。今回、町民へのさらなる周知ができないかということでございますので、ヒバクシャ国際署名の場を設けている旨を長与町ホームページにも掲載をしたいと考えております。

次に、2点目の長崎市から譲渡された蒸気機関車車輪の具体的な活用計画の御質問でございます。このたび、長崎市中央公園に展示してありました蒸気機関車の解体に際しまして、その一部であります車輪とレールを長崎市から譲り受け、原爆投下後から負傷者救出のため重要な役割を果たしました救援列車の始発駅であります長与駅に、被爆の記憶の継承と恒久平和を祈念するモニュメントとして当該車輪を設置する予定でございます。設置場所といたしましては長与駅前東口のロータリー内に展示目的を説明します銘板とともに設置をする予定でございます。また、新たな平和遺構モニュメントといたしまして町民の皆様にも知っていただくためにも、来賓、関係者をお招きいたしまして、

除幕式の実施も考えているところでございます。設置後は救援列車の存在アピールによる核兵器廃絶と被爆体験を継承する平和モニュメントの1つとして活用していきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

丁寧に説明をいただきましたが、再質問をさせていただきます。今議会に地域公共交通会議の立ち上げに関する各種条例、それから予算が計上されております。今、町長からもお話があったように、今年の3月付で長与町地域公共交通網改善計画というものが策定されているようでありませけれども、この計画を少し私も見させていただいたんですが、冒頭の方を見てもその地域公共交通会議とのどういう関連性があるのかというのが、いまひとつ分からなかったもので、まず1点目として、この計画と地域公共交通会議がどういう関係、位置づけというふうに捉えれば良いのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

3月に策定いたしました地域公共交通網の改善計画でございます。それと会議との位置づけ、これは本年度、会議を設置をいたしまして、長期的に見れば本町の実情に応じた適切な乗合旅客運送のあり方について、この会議において継続的に協議をしていきたいということでございます。もう1つは新たな地域公共交通システム、これを導入するにあたっては例えばそのルートですとか、運賃、住民の皆様からいただく運賃、こうしたものの具体的な内容の協議をこの会議の場で行っていくと。この会議の中にはバス事業者であるとか、タクシー事業者であるとか、利用者の皆様いわゆる利害関係者の方々に参加をいただくように予定をしております、そこで合意を得ていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今、御説明いただいたのは、地域公共交通会議がどういったものになるかという御説明だったと思うんですが、私が気になるというか、思ったのがこの改善計画というものが、今後、立ち上がる公共交通会議を進めていく上の、1つの言わばガイドライン的なものなのか、それともまた別の考え方にある、そういう文書なのか、ここのところがちょっと分からなかったものでお伺いしたんで、再度お願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この計画が、言わば本町の考え方として、ガイドラインとしてお示しをしてこの会議の中でも御協議をいただきたいと考えているところです。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

理解をいたしました。次の質問に移るんですが、町としても数年前から、数年前というか、コミュニティバスをぜひ検討したいという町長の意向を受けて、担当所管としてもずっと協議をなされてきた経緯があるというふうに思います。一方、私たち議会の方も総務委員会等で中心となりまして、この間、行政調査いわゆる県外視察を行っております。九州の南部の方のそういったコミュニティバスを運営している所ありますとか、最近で言いますと福井県の永平寺町です。こちらの方もお邪魔しまして、コミュニティバスの運行状況、メリット、デメリットいろいろと、やっぱり現地に行かないと分からないようないろんな内情をお聞きして、また、それを受けて担当の方と議論、現地に行ってきたけどこういう課題があるんじゃないかということで、何度となく議論をしてきたというふうに思います。その点でちょっと感じるのが、1つ例を挙げると利便性の問題と財政の問題というこのいろんな隘路といいますか、こういったものが非常にあるなというふうなことも感じましたし、この辺りについて、もう少し町としての考え方をもう少し強く打ち出しても良いんじゃないのかなというふうな私は気持ちをずっと持ってるんですが、町としてぜひやりたいんだという、先程、目的理由の中で一定説明はいただきましたけれども、私はもう少し強く打ち出して良いんじゃないかと思っているんですが。重複するかもしれませんが、この辺りについて町長、お伺いをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

私の方からお答えをさせていただきたいと思います。議員の御紹介のとおり、議員の皆様方の視察での結果なども貴重な情報として私どもに提供していただきました。そういったものも十分に参考とさせていただきながら、この間、検討してまいったというところがございます。町長の答弁の中に、国が示したアクセシビリティ評価というのがございまして、これは全国の団体の鉄道とバスの利用のしやすさを一定評価したものでございます。これによりますと本町は比較的恵まれた条件にあるというところなんです。国がこういった評価を、これは昨年度から実は始まったものでして、どういうことかと申しますと全国でこういった検討がなされていると。ただ、その中でやはり頓挫したケースというのが少なからずあるという中において、やはりしっかりと現況を把握して掌握した上で検討してほしいという国のそういった意向があったものでございます。私どもも、一定充足しているとは言いながら、なかなか厳しい地域が限定的にあるということも承

知しておりましたものですから、後年度負担、これが過大なものにならないような形で、ただ、やはり最低限住民の皆さんの利便性を確保する必要があるという非常に微妙なバランスの中において、今回まとめさせていただいたとお受け取りいただければと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ちょっと質問を変えたいと思うんですけども、公共交通機関を充実するということは、私はまちづくりの社会資本じゃないかなと、社会的資源を整備していく、そういうものの1つじゃないかと思うんですが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

私どもも全く同じ認識を持っております。これは国におきましても民間事業者が運営しているとはいえ、公共交通はインフラという捉え方をしております。ですので、コミュニティバスであったり乗合タクシーを導入することによって、その民間事業者の経営に打撃を与えることがないように、もともと存在する交通インフラに悪影響を及ぼさないようにというような観点から、先程から話題になっております地域公共交通会議の中において、微妙な調整がなされていくと理解をしております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

民間の路線との関係については、これはもう国交省のガイドラインの中でもやかましいぐらいに、絶対に競合はするなというふうなことがかなり事細かに書いてありますので当然そこはそうだろうと思います。それで先程のインフラ、社会資本、社会的資源なんだという点についてなんですけれども、この不便地域に交通の手だてを取るという時に、どうしても先程話があるように財政の問題に行き着く。ここはやはりもう無視していくわけにはいかないんじゃないかと思うんです。そこで財政面をどういうふうにかえるべきかということで、私なりに財務省が出してる資料をちょっと見つけてきてみたんですけども、これはもう恐らく役場の方はよく御存じのことで、これは国に限らず、国も地方もそうなんですけども、いわゆる財政には3つの機能がありますよというのがよく言われている。1つは資源配分の調整と所得の再分配と経済の安定、この3要素、3機能というらしいんですけども、その中の資源配分の調整というところを私も見て、なるほどなと思ったのが、この資源配分を調整するこの機能について、これは市場メカニズムに完全に委ねてしまうと十分に供給されない財、サービスを、いわゆる国や地方が供給する公的な機関が供給していく。これが資源配分の調整、財政の3つの柱の内の

非常に大事なものなんだということが書いてあります。私なりにこれを長与町のこの公共交通機関に当てはめて考えた時に、やはり人口密集地であるとか、例えば大都市東京だ、大阪だ、名古屋、長崎市の中心部もそうですけれども、こういったところというのは市場メカニズムが働きまして、黙ってても民間の運送事業者がそこに路線を持って維持をしていくけれども、そうでない地域の住民が生きていく、生活を営んでいくために足を確保するということは、やはり国なり自治体なりの役割なんだなということはこの財務省の資料でも、私はやはりそういう考え方なんだということで感じました。当然財政は打出の小槌ではありませんから財政の限度というのは当然考えないといけないですけれども、私が強調したいのはただ単に収支のバランス、運行させた経費に対して、これだけしか収入が入ってこないよとか、これだけで考える市場原理だけで見てはならない問題があるんだなというふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

理想としては採算が合うことが最も良いと思うんですけども、人口集積からして、今御指摘があったように、それは難しいかと思っております。一定の町の負担が出てくるものと思っております。運行のルート、日数、それからダイヤ、時間ですね、それから住民の皆さんに一定御負担をいただく額がどうなのかと、こういうところから、具体的な定量的なことは、まだこれからとなってくるんですけども、一定の負担はやむを得ないと考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今後、公共交通会議というものが立ち上がって交通政策が議論されていく中で、私、考えてるのが、先程の公共交通の改善計画を読んだ中で、非常に実務的な問題点はかなり綿密に調査されて、網羅がされているなというふうには感じたんですけども、今後、会議を進める中でやっぱり必要だと思うのはその理念、哲学の部分をやはりみんなをよく話し合っ、そういう人たちの足を守ることの必要性と言いますか、そういったところをやはり議論して、みんなで共有していかないと、私が心配するのが、一定人口が密集している地域の住民の皆さん等々から見れば、余りそういう人はいないかもしれませんが、高台な場所、狭隘な場所に住んでる、それはあなたの責任じゃないですかと、そこまで言う方がいるかどうか別としても、そういう意見であるとか、また、受益者負担の立場からどうなんだというような意見が出た場合に、それは先程私が言いました、やはり財政が持つ大事な、それから行政がやらないといけない大切な仕事なんですよということを公共交通会議なり、あるいは議会なり、住民なりにきちんと説明をしていかないと、非常にぎくしゃくしたものになるんじゃないか、その辺りを検討す

る必要があるんじゃないかと思うんですが、私先程、冒頭にもっとメッセージを強くと言ったのは、そこと少し関連があるんですが、この点はいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

非常にありがたい御意見だと私は受け止めさせていただいております。国におきましても、先程の資源の再配分というような観点から離島、半島地域には地域公共交通確保維持改善事業と申しまして、一定の財政支援をしながらバス路線を維持していくというような制度がございます。ただ残念ながら、本町はそういった制度を利用することはできません。そういう意味から、本町は国が示しているナショナルミニマムでは十分充足してるということでしょうけれども、やはり本町独自の課題があると、そういったことで今回検討してるというところでございます。確かにおっしゃるように、住んでいる地域によってこれは評価が大きく分かれるというところはデータにも現われておまして、意識調査においてその地域公共交通が評価が低いという結果が出ておりますが、詳しく中身を見ますと充足してるという方もたくさんいらっしゃる。一方で不足してるという方もたくさんいらっしゃる。それを相殺して指数化すると、やはり低評価になるということなんです。テーマによってはどちらでもないという人が大半を占めて、それなりの評価に落ちつくということもありますが、ですから私どもも非常に懸念してるそこなんです。やはり住民の皆さん、それぞれの地域特性に応じて受け止め方がさまざまであるという中で、やはり1つ皆さんに理解をしていただく水準で導入を進めていく必要があるということに細心の注意を払ってまいりたいと思います。そういう意味で、議員御指摘のとおり本町の基本的な姿勢、理念といったものをやはり打ち出していく必要があるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

質問を別の角度からなんですけれども、もう既にでき上がっております交通網の改善計画というものを読んでみますと、先程町内で2か所まずは何とかしたいというふうに考えている場所というのももう既に明記があつて、南田川内の中尾団地それから道の尾の自由が丘とか、ちょっと上っていった辺りの団地等々が狭隘な所で、この辺りをまず何とかしたいという町の考え方が見受けられるんですけれども、私はそれは当然なんですけれども、今後の課題かもしれませんけれども、事細かに見ていきますと、町の方での計画の中でメッシュ図がありまして、これを見ていきますと、この辺りも大変だろうなと感じたのが佐敷川内、嬉里谷、毛屋白津です。こういった所も比較的人が住んでるのにバス停まで距離がある。この辺りも課題なのかなと思いますが、この辺りは交通空白地域じゃないかというふうにはならないのかどうかですね。この辺りはいかがでしょ

うか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今御指摘がありました地域についても、例えばバス停からの距離ですとか、あと勾配、そういったところから地形的にそうした不便地域にあたるのではないかということで、一定分析をしながら、いくつかそういう箇所として上げてはおります。ただ今回の計画に上げております2地区ほど人口の集積がないということと高齢化も1つの視点として捉えまして、今回のこの2地区がまずは優先的に、優先度は高いというふうに判断をしたところでございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

優先的には中尾団地、道の尾付近、そちらを取り組んでいくということですが、やはり他の地域もそういった高齢化率等々も勘案した中では、まずはその2地点を優先したいということで分かりますが、他にもあると思いますので、ぜひ今後よく見ていただきたいということと、もう1点私が若干気になったのが、長与町がこの計画の中で困難な地域として要件1、要件2、要件3ということで考えている、1つはバス停から半径が500メートルよりも遠い所でバスが入ってこない地域、もう1つ要件2というのがバス停から半径300メートルよりも遠い所で、高さが標高50メートル以上のようにするに高台の地域、要件3としてバス停からの半径が100メートルで、おおむね高さが標高100メートル以上の地域でバスが入ってこないと、この3つの要件というものがあって、これはなるほどなど、高さ、やはり歩いて高台を上っていく時に、高齢者の皆さんはそれなりの大変な負担があるという点でそういう考慮がなされてると思うんですが、よく見てみると長与ニュータウンの西という地区があります。こちらの方から、非常に私どもも住民の方から非常にバスが不便なんだということで声をいただいておりました、ニュータウン西がどうなってるのかということを見てみました。そうしますと、要するに要件2の部分、高さが標高50メートル以上でバス停からの半径が300メートルということで地図を見ますと、ニュータウン西地区というのはおおむね一部除いて網羅がされてるんですが、そのバス停が問題なんです。長与ニュータウンの中にある珍川とかそういったバス停じゃなくて、ニュータウン西区、御存じのとおり突き当たった先が、サニータウンとの谷底なってるんですが、その谷底のサニータウン入口のバス停とか池山のバス停を中心円とした半径の中で網羅されてるというようになってる部分があります。ですから、やはり図面上だけでは分からない部分があるので、そういう実態をぜひ今後よく見てもらいたい。これは長与ニュータウン西区だけじゃなくて、例えば三根の方ですね、名前を言って申し訳ないんですけど山口地域安全課長の住んでおられ

る所も多分ニュータウンの東バス停からの半径なんです。現実に三根地区の方々がバスに乗るのにわざわざ200何段の階段を上って長与ニュータウンに来て乗るかということそんなことは無いので、やはり図面も大事ですけれども、現実の高低差で本当に行けるのかというような見方も今後必要じゃないかと思うんですが、1つその辺りを今後、精査する必要はあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

現実的に利用が不可能なバス停からの半径の部分があるのではないかと、そういった御指摘だと思います。その辺は私どもも注意しながら作業を進めてきたつもりですが、ひょっとしたらそういったことがあるのかもしれない。ただ今回のこの2地域につきましては普通のバス路線からそれなりに距離が離れてて、もう1つ申し上げたいのが急斜面で非常に道が狭隘だということです。昨今の高齢者の交通事故、アクセルとブレーキの踏み間違いによる、免許返納の大きな動きがございますが、そういったことも踏まえまして、やはり私どもでさえなかなか離合が難しいというような狭隘で急傾斜な土地でございますので、そういった所を優先したいという形で結果的にもその2地区があぶり出されたというところでございます。おっしゃるように現実的なその利用に即した見直しというのが必要であれば、今後進めてまいりたいと思います。ただ、今回は一定この形で計画がまとまりましたので、まずはこの計画に沿った形で進めていくと。試験運行も他団体の例を見ますと、利用が伴わずにやむなく廃止と、断念といったケースもございますので、まずは現行の計画が順調に推移するように努力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今後そういったところがないか、当面は今の計画でいくということで、今後見直しが必要な部分があれば見直していくと理解をいたします。

次の質問ですけれども、今後乗合タクシーを導入するということにあたってなんですが、今御承知のとおり高齢者の皆さんとか障害者の皆さんの立場を考慮した、いわゆるバリアフリー型とかユニバーサル型ということをよく言われてるんですが、こういった高齢者、障害者への配慮ですね、この辺りも検討がなされているのか、なされていくのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

御指摘のとおり公共交通とは言いつつも、福祉的な性格を帯びているといった今回の

乗合タクシーでございます。ですので、やはり先程申し上げたとおり免許返納の代替措置もしくは高齢者の外出支援、そういった観点を踏まえまして、公共交通だけではなくて、福祉も含めたところで総合的に今後検討していく必要があるということを考えております。ですから今回のこの公共交通の計画の策定に際しましても、福祉所管とも情報の交換をして共有しながら進めてまいったということでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

先程、部長の方から免許証の返納という話が若干出ましたけれども、1つは免許証返納の促進、返納率の向上を促すような公共交通というものが考慮できないのかどうか、この辺りが何か検討されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

今回の2つの地区、先程申し上げたとおり非常に私どもでも運転が難しいという中において、やはりそういった方の代替措置になりうるのではないかということをお願いしました。ただ、町内全域を見た時に免許返納を促進するために乗合タクシー等を今後検討していくということは、先程冒頭の方にございましたとおり、やはり後年度負担の問題等もありますので、念頭でございますのはやはり非常に外出に困難な地域に限定して検討してるといところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

まずは不便地域の解消ということが第一義的だということは理解いたしますけれども、必ず高齢化した方々の免許を返納した後の交通手段というのが課題になってくるので、今後やはり念頭に置いておく必要があろうかと思えます。

次に、難病の問題に移らせていただきたいと思うんですけれども、まずは病院等であなたいわゆる難病だというふうな診断がなされた時に、本人に対して、これは町の方で分かるのか、ちょっと私もこういう質問はどうなのかとも思うんですけれども、本人に対してどのような、いろんな助成制度の説明というのがあるのか。例えば病院からあるのか、保健所からあるのか、役場からあるのか、この辺りはどうなってるのか。まずお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

難病と診断をされた方への制度の周知につきましてですけれども、まず病院の方で難

病指定をされたという方がいらっしゃった場合に、うちの方としても把握をしてるわけではないんですけども、病院の方で、恐らく医療機関によってはそういった周知をしていただいている所もあると思っております。町の方としましてはその方が難病ということで診断をされたという情報が町の方に入ってまいりませんので、町としましては、今のところ町長の答弁にもありましたけれども、そういった形で周知をさせていただいているところです。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

大体、状況は冒頭の答弁の中で現状が分かったんですけども、やっぱりそこが課題だなというふうに思うんです。恐らく難病の指定がなされた時に、恐らくですね、特定疾患のそういった対象ですよということで、西彼保健所の方に申請をしてくださいというような手続きの説明が医療機関からあろうかと思うんです。やっぱりそのことと長与町の方ではせっかく助成制度があるのにそれがなかなか周知されない。ここをやはり何とか紐付けというか、今後の課題じゃないかと。また後で議論をしたいと思うんですけども、今回質問に至ったのが、長与町に居住するお医者さんの方でも、この本町の助成制度は知らなかったというのがあるようで、難病で入院した経緯がある町民の方が非常に支払いの問題等々で役場の方に相談に行ったところ、助成制度があるんですよという説明を受けて、高額療養費以外の部分、いわゆる払い戻しがある部分以外の部分の手出しの部分の半額が助成できたんです。さらに領収証を取っていたので、さかのぼって請求も一定4年か5年ですか、請求ができて、実際に支給がなされて、本人は良かった、良かったと。ただし、その方がおっしゃるのは自分は良かったけれども、私と同じような境遇の方もいらっしゃるかもしれないので、この辺りは改善した方が良いんじゃないですかということで私の方に話がありました。それはそうだなということで、今回質問をさせていただいてるんですが、その方が言われる提案というのが、西彼保健所の方から難病指定された方に年に1回更新してくださいという案内の通知があるんです。ですから、私は方法としては、町と西彼保健所をよく協議して長与町内の住民の方のそういう通知の部分について情報共有して、その方には町としてこういう助成制度があるから必要なら申請に来られてください、相談もしてくださいということは、私は原理的にできると、そういう連携というのはできるんじゃないかというふうに思うんですけども、今後そういう連携をやっていく考えはないかどうか、この辺りいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

議員おっしゃられますとおり今の周知方法だけではなくて、年に1回、1年更新と受給者証がなっておりますので、その更新の際に長与町の方のチラシの封入等もしくは、

文言で入れていただくとか、そういった形で保健所の方とも協議を今後させていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ぜひ協議をしていきたいということですので、していっていただきたいというふうに思います。これはやっていくということですので分かりました。

それから、次、ヒバクシャ国際署名の問題なんですけれども、このヒバクシャ国際署名というのは、町長も御賛同されてると認識をしておりますけれども、これについて知事であるとか、長崎市長等々は一定いろんな所でコメントする機会があって、我々も分かるんですが、町長御自身の思いを述べる場というのがなかなか無かったんじゃないかと思うんですが、ぜひ町長、このヒバクシャ国際署名をやはり進めていった方が良いんだという思いがあられるということであれば、ぜひその辺りを、御見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員の御指摘のとおり、こういった被爆者に対するいろんな賛同と言いましょか、そういったものはいろんな機関で、いろんなところで行われておるというようなこととございまして、例えば、これだけをするとかあれだけをするとかということとなくて、やっぱり被爆者に対するやはり町としての呼び掛け、今後一切こういった被爆者をつくることの無いそういった世の中にしようではないかなということですので、そういった平和運動の一環として、長与町としてもいろんな取り組みをします。例えば、平和コンサートもやっていますし、あと平和のともしびもやっておるとかいろんなことをやっていますけども、その中の一環として、こういった国際署名というものもあるんじゃないかなということとございまして、やはり雑駁ですけども、この被爆に対して長与町も被爆を受けた町ですので、そういった意味でやはり発信する、していく。そういった責務もあるんじゃないかなと、そのように考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

以前、葉山町長がある時に、昔はこういう平和の問題とか核の廃絶なんていうのは、もう左派か、労働組合かそういう何かレッテルを張られとったけども、今やもうそういうことは関係なしに堂々と言える時代になったということをおっしゃっておったんですけども、そういう点では今長崎市長も、それから知事もそういったことを積極的に発信をなさっておりますけれども、特に核兵器禁止条約の交渉に日本政府が不参加という

ことを表明したことについて、これも長崎市長、知事御両方がこれはもう残念だという  
思いを表明されておりますが、町長はこの点についてはいかがお考えかですね、その点  
はいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私も被爆地として日本が最初に被爆を受けた国であるというような形で、今いろいろ  
国の方では被爆の傘の中に入って平和を守ってるんじゃないかなと、そういった御議論  
がある中での政府の見解だろうと思いますけども、やはり被爆を受けた地域としまして  
は、やはり残念であるというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

先日、知事が恐らく浜町のハマクロスの所だったと思うんですけども、街頭署名に立  
ちまして、これはマスコミもその時にたくさん来られて報道されました。やはりこの意  
味するところは、こういうマスコミ等も通じてもっと県民の方にこの署名協力促進をで  
きないかという思いがあって、知事もこういう行動に立ち上がったというふうに思いま  
す。ただ長与町はそういった長崎市みたいに繁華街が無いものですから、私も町長に街  
頭署名どうですかと言おうかと思ったんですが、果たしてどこでやるか、非常に難しい  
問題があるので、例えば長与なら長与としてできる、例えば先程おっしゃってた除幕式  
の場であるとかホームページ、それから広報ながよも若干記事の掲載が小さかったんじ  
ゃないかと思うので7月、8月辺りは、8月なんかまだ間に合うかもしれないので、も  
う少しスペースを割いて町民の方がもっと目につくようなPRができないか、検討する  
必要があるんじゃないかと思うんですか、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

広報のスペースが小さかったんじゃないかということでございますけども、広報もそ  
の被爆者署名だけの紙面を割けないというところもありまして、あの程度ということに  
なってしまうんですけども、今後は、ちょっと広報の方はもう7月号間に合いませんの  
で、ホームページの方に答弁にもありましてとおり署名の場を設けている旨のお知らせ  
の方を掲載したいと思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ホームページということですが、ぜひ、広報の8月がもし間に合えば、もう少し、紙

面のスペースの関係とおっしゃいますけども、実はこの署名というのは国際署名ということで、地球全体で数億の人たちに署名してもらおうという大きな取り組みでもありますので、ぜひ、今後の課題ということで、8月のスペースをもう少し検討できないものか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

一応うちの方で署名を設けている期間が、7月いっぱいということでさせていただいております。8月号ということであれば、載せるとしてもこういう署名活動が行われますという広報になるかと思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

次に、SLの車輪のことなんですが、これは予算書を見てもいろいろ載っておりますので、ぜひこれは内容については事細かにここで聞くよりも予算審議の中で同僚議員と一緒にいろいろと質疑をしていくということで、これについてはこの場では控えていきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時25分～10時40分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、浦川圭一議員の①一般会計予算の中で出張旅費計上の基本的考え方について、②毎年実施されている議会の委員会における県外視察による現地調査の成果について、③公共工事等の指名理由及び契約内容等の公表についての質問を同時に許します。

1番、浦川圭一議員。

○1番（浦川圭一議員）

おはようございます。早速質問をさせていただきます。

1番目、一般会計予算の中で出張旅費計上の基本的考え方について。最近、職員の研修機会が随分と減ったように感じておりますが、私なりに推測いたしますと、一つに近年の情報通信技術の向上により現地に出向くこと無く、多くの情報が手軽に取れるようになったことと、厳しい財政運営のやりくりの中で、より厳しく予算査定が行われていることが要因ではないかと考えております。そこで予算計上の前段で、各所管から予算要求がなされた出張旅費を査定し、取捨選択する場合の考え方をお伺いいたします。

2点目、毎年実施されている議会の委員会における県外視察による現地調査の成果について。議会における議員で構成する委員会の現地調査として、毎年県外の行政視察が

実施されている状況であります。各議員の意識の向上等については貢献できていると思いますが、活動の真の目的は町のため、町民のために調査結果をいかに反映させるかということだと思っております。その上で、町民の理解が得られているかなどの検証が必要であると考えております。現実的に行政運営に対し、どの程度反映されているか。その調査結果に基づく町への改善の申し入れ、提案、提言等は年度を通してどの程度あっているか。また議員の研修報告書を開示しておりますが、それをもって行政運営の改善または参考とした事例があれば、その内容について直近の過去2年分の実績で答弁願います。

3点目、公共工事等の指名理由及び契約内容等の公表について。この取り組みについては入札契約適正化法において、発注者に対し受注者の決定に至る行政内部の事務執行や判断過程を公表することを義務づけ、国民に対する説明責任の履行を確保するとともに、不正行為の未然防止を図ることを目的として制度化されたもので、本町においては、長与町公共工事等の発注見通し、入札結果等、指名理由及び契約内容等の公表に関する要綱により公表する内容、事項等が示され運用がなされていると理解しております。以下について質問いたします。

(1) 公表されている指名理由書を見ると、工事名、入札日、工種、対象工事等の条件の4項目が示されているだけで、そこから指名理由を読み取ることは困難と考えておりますが、公表する側の見解をお伺いいたします。

(2) 契約内容の公表については要綱第18条(8)で、契約の変更を行った場合、その変更理由及び変更内容を公表するよう定められているが、実施されていない理由を質問いたします。

(3) 入札契約適正化法においては事前に公表する事項として指名競争、参加資格、有資格者名簿、指名基準についても公表が義務づけられていると考えておりますが、現状をお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、浦川議員の御質問にお答えをいたします。1番目の一般会計予算の出張旅費計上の基本的考え方についての問い合わせでございますけれども、予算計上する際に、普通旅費につきましては前年度予算額の一定額を予算要求枠とするいわゆるシーリング方式、これを導入しております。平成29年度におきましては前年度予算額の95%以内、これを枠としまして精査をし、その範囲の中で要求し予算計上をしております。また、研修旅費につきましては職員の資質の向上や職責を果たすために必要な能力を養うための研修であります階層別研修、あるいは経常的に行われている研修を除きまして、業務に必要な知識、技能を習得する専門研修、あるいは自己研鑽のための研修につきまして、各所管課で必要な研修の希望調査を行いまして予算要求をし、

研修の内容、財政の状況などを勘案し査定する中で、許された予算の範囲の中で、各所管課におきまして必要な研修を選択し受講をしているというのが現状でございます。

次に、2番目の議会の委員会における県外視察による現地調査の結果という御質問でございます。議会の委員会での県外行政視察は先進事例の研究や他団体における事務事業のメリット、デメリットを知ることで、各議員の付託案件の審査や提言のための知識向上に役立てていることと存じております。調査結果に基づく町への改善の申し入れ、提案、提言がどの程度なされているかは把握しかねますけれども、過去2年間におきます議員の研修報告で報告されたものが、平成27年度は、1つは高齢者の見守りネットワーク事業についての報告の中でネットワーク構築に必要な取組、2つ目として地域包括ケアシステムの構築についての報告の中で同様の事業を行っている他自治体との情報交換での活用、この2件でございます。そして平成28年度につきましては、1つ目はワンストップ窓口に関する報告によるプライバシーに配慮した窓口業務のあり方、2つ目としまして地域包括ケアシステムの構築についての報告の中で認知症カフェなどの認知症対策に関する情報提供、3番目としましてはデータヘルス計画策定の報告におきまして健康推進員の活動と活用についての、この3件を参考といたしております。今後とも本会議での一般質問による政策論議、委員会におきます付託案件の審査などの他、議員から直接提案、提言をいただくことも含めまして、行政運営を行う中で議員皆様の御意見等を参考とし、また1つの選択肢として検討させていただくことで、さらなる、よりよい行政運営、住民サービス向上のために生かしてまいりたいと、そのように感じております。

続きまして、公共工事の指名理由及び契約内容等の公表についての、1番目の質問の指名理由書の公表する側の見解についてということのお尋ねです。この指名理由書には工事名、入札日、工種、対象工事等の条件の4項目があります。このうち、対象工事等の条件の選定項目としまして、指名業者の格付区分、地理的条件また評価事項としまして、1つは欠格要件の確認、2つ目は完成工事高、3つ目が地域特性、4つ目が手持ち工事状況、5つ目が工事成績、6つ目が施工実績、7つ目が技術者数、8つ目が指名回数、9つ目が長期受注の有無、10項目目が、その他考慮すべき事項につきましてということで、それぞれ点数化をしまして、指名委員会におきまして総合的に審査をいたしまして指名業者を選定しているところでございます。議員が言われるとおり、指名理由を読み取るというのがなかなか難しいと思いますけれども、先程申し上げましたこの10項目、評価事項としての10項目、これを総合的に審査した結果、指名しているということですので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の契約変更を行った場合の変更理由、変更内容を公表していない理由はこの御質問でございますけれども、要綱第18条(8)で定められておりますけれども、これまでこの項目については公表をしてこなかったというのが現状でございます。今後、要綱に基づき適切に公表する時は公表するというような改善を図ってまいりたい

と考えております。

次に3点目の事前に公表する事項の現状を伺うという質問でございます。長与町では、指名競争有資格者名簿につきましては窓口におきまして公表をし、閲覧希望者には閲覧をしていただいております。また、指名基準につきましては長与町建設工事等請負業者選定要綱を策定しておりますけれども、実はこの要綱につきましては公表しておりません。今後は公表すべきものは公表するようにしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでは、再質問をさせていただきます。まず1点目でございますけれども、この95%のシーリングをかけて予算要求を求めているということで、前年度比5%カットでの予算要求を求めて精査し予算計上しているということでございますが、この具体的に精査、最終的に町長の予算査定で決定をされるものだということを理解しておるんですが、実際その上げられたものをどのように順序立てて処理をされてるのか、そこをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

この予算計上につきましては、まず、町長答弁にもありましたとおり、階層別研修、職員の職責等の研修はそれぞれもう新人職員等人数決まっておりますので、その分の計上をさせていただいております。その他の知識技能を習得する専門研修、こちらにつきましては、まず所管の方から希望を取りまして、希望が上がってきております。その中でうちの方も財政部の方に要求をするわけでございますけれども、財政の方である程度シーリング等において減額されることとなります。そうしますと希望が上がってきた数よりも少ない数でしか研修が行えないという形になりますので、その辺はうちの方も希望が多い所から割合的に数を減らしていただいて、研修の方を行っていただくという形になります。研修旅費の方を予算的に執行していく中で、また余裕が出てくれば、その削った分の研修の方はまた再度検討して受講をさせていただくという形になっております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

この研修旅費については先程の答弁でもありましたように、職員の資質の向上、それとまた職責を果たすための能力を養うもの、そういったものということで、私自身も大変これは重要なものだと考えておるんですが、ここにも一律5%のカットがかけられているというようなことで理解をしておるんですが、この財政で精査をする場合に、事案

の必要性とか理由とか、そういったものを十分審査をするということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

ある一定の予算計上の場合は財政とのヒアリングを行います。その中で、こういう研修は必要ということでうちの方も話をさせていただきまして、財政の方の判断も含めまして予算の計上という形になっております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。それでは2番目の再質問に入りますけども、まず、この2番目の質問の趣旨につきましては、昨年末の施設利用料の改定について利用者に新たな負担をいただくということを賛成多数で可決をさせていただきました。利用者にとっては大変厳しい決定だったと思っております。そういった中で予算を使う方も厳しく正しく対応すべきだという思いで質問をさせていただいております。また、この成果についてということで質問しておりますが、研修後にその結果がどれくらい行政運営に関わっているのか、そこを知りたくて質問をしております。視察によるこの現地調査ですけども、答弁で言われているように、各議員の知識の向上には大変役立っているということは感じておるんですが、この目的があくまでも委員会の所管事務調査の一環として現地調査としての実施をしているものですから、例えば東京のどこどこに行って調査する必要があるとか、どこに行って判断資料を得なければ結論が出せないなどの明確な理由がある場合に現地調査に出向くことができるという趣旨の内容が、私の手元にあります議員必携の中に明確に記されておるわけでございます。そういった厳しい条件の中で、毎年、毎年実施がされているということでございます。そこでこの予算についてお聞きをいたします。この予算については議会事務局の方に質問をするようなことがないようと言われておりますので、そこは事前に議会事務局の方にある程度、予算要求までの経緯についてはお聞きをしております。そこで事務局に聞くところによりますと、毎年各委員会1人につき10万円が計上されているということでございます。議員1人につき2つの委員会に所属をしますので、議員単位でいきますと議員1人につき年間20万円が計上されているということでございます。これについては、この根拠は議会事務局も聞きましても、従前からのやり方でなかなか分からないということで、私も正直言うて、これについては分かっておりません。だから私なりに考えますと、これは事務局が議会に配慮をしてお申すか、相当気遣いをされて、毎年この予算を要求されてるんじゃないかなと思っておりますが、この県外に出向いての視察については、町民の貴重な税金で行ったは良いけども、その成果が果たして確実に示せるだろうかという、これ私の私見なんで

すけども、そういうプレッシャーというか、責任を常に感じておりました、現状、視察後に報告書を出して終了。これだけでは到底職責を果たしたとは思えないのが正直な気持ちでございます。そこで申したいのが、あくまでも予算要求の内容について、さっきの質問1で答弁いただいたように目的、理由、金額、こういったものを十分精査をしていただいて、ごく当たり前、当たり前の手続きの中で予算編成に臨んでいただきたいというふうには私思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

浦川議員、今の質問は私ども議会内部、それから議会事務局の案件というふうには私理解してるんですね、今の再質問は。したがって、今の質問は適当でないと認めますので、質問を変えていただきたいと思えます。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。議会の予算要求までが議会の事で、そこは質問してないんです。予算要求された後の取り扱いを財政の方で、一般会計の中の予算ですので同様に扱っていただけないかという質問をしてるんですが。同様に扱うことについて、決して議会の予算だから厳しく扱ってくれとか、緩く扱ってくれとかということではないんです。同じ一般会計の中にある予算であるので、一般会計の予算の査定をする場合と同様に扱っていただくことはできないでしょうかということを質問しておりますが、だめでしょうか。

○議長（内村博法議員）

許可します。答弁をお願いします。

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

お答えいたします。議会費予算についても執行機関の他局の予算と同様、財政当局の方の査定を受けることとなります。議会費における研修及び議会調査活動費、これらの予算につきましては本会議及び委員会での議案審査、あと所管事務調査等、これらにおいて適切かつ慎重な審査及び調査に資すると考えておりますので、議会の権限、こちらを損なうことがないように最大限配慮したような形で査定をしております。しかしながら、これはあくまで予算上の話でありますので、執行するにあたっては議会におかれましても費用対効果等慎重に見極めて積極的に縮減の方努めていただきたいと、財政当局の方は考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

議会の方で縮減に努めるとかどうかというのは、私がとても答えられる立場にはないんですが、この予算要求を執行部に持っていくまでの手続きが議会事務局から何ら説明が無いんです。この議会費の旅費、議会費全体の説明が一切無いもんですから。

○議長（内村博法議員）

浦川議員、それは議会内部のことですから、発言を控えてください。議会内部のことであれば議会で言っていただきたいと思います。

○1番（浦川圭一議員）

いや。そこまで聞いた中を説明せんと、こちらも答弁ができないかなと思って申し上げてるんですが。

○議長（内村博法議員）

だから議会内部のことについては、質問を却下します。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。そしたら基本的な考え方として、先程申しましたように1回10万円の予算が毎年計上、私はまだ議員になって2年目ですので、私になってから2年間はそういうことで計上されているようですけども、その予算については先程削減に努めていただくようにということ言われていたようですが、これは毎年もう行くものだという理解の下で予算をつけられておるんですか。確実に行かれるということ。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。その件も議会内部のことなんで、却下いたします。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。そしたら3番目の質問に入らせていただきます。この3番目の1点目の指名理由の件でございますけども、先程の答弁で理解をしていただきたいたいというような、最後、答弁だったんですが、私が理解をしても仕方ないことで、見に来られた方がやっぱり理解できるような様式なりに少し工夫を考えてもらいたいと思ってるんですが、この長崎県の様式等を見ると、少し若干町のととは違って分かりやすいような工夫がされてるように感じるんですが、そういった改善の余地というのはあるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

議員おっしゃられた指名理由の様式の内容のことでございますが、現状で見た時に、確かに議員おっしゃるとおりなかなか読み取ることができないようでございますが、今後につきましては県とか他市町の様式等を参考にしまして、少しでも改善できるものがあればそのようにしてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

ぜひ、そうしてください。それで2番目の質問ですが、今後は適切に公表するということでございますけども、いつから予定をされておるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

2番目の変更理由のことですよね。今現在は、確かに変更理由につきましては公表してないところがございますけども、これは要綱に基づきまして、今後は適切に公表してまいりたいと考えておりますが、時期につきましては今から調整をしまして、できる限り早目に行いたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

まず、この契約だけに限らずなんですが、公表の期間として少なくとも1年間は公表することとなつとるわけですから、7月1日からやりますよとなった時が、今年の7月1日以降に発注した分全部対象になるわけですよね。1年間。そうしないと現状は違法の状態にあるわけですよね。法で示されたものがなされてないという状況で。ここも含めて、是非早目に改善をしていただくようによろしく申し上げます。3番目についてですけれども公表をすることで、公表すべきは公表するというところでございましたので、早急に、この法に基づくような対応を取っていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で1時まで休憩いたします。

（休憩11時11分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を再開いたします。

通告順8、金子恵議員の①安心安全に対する政策についての質問を許します。

7番、金子恵議員。

○7番（金子恵議員）

皆さん、こんにちは。今回は、安心安全に対する政策についてということで質問をさせていただきます。

近年、阪神淡路大震災、東日本大震災、そして今年の熊本地震や鳥取での地震など、これまでの経験則では想定しがたい震災が起きています。また、広島県、山口県で起こった土砂災害、昨年暮れに起きた糸魚川市大規模火災はフェーン現象などが重なり甚大な被害を出しました。本町で想定される災害は、温暖化の現象と言われる降雨災害や土砂災害が考えられますが、様々な場面を考えた備えが必要であると思います。自分の命は自分で守る。これは私たちが常日頃から意識しておくべきことであり、正しい知識を持っておくことが身を守るための基本となります。そして、防災とは生き抜く、この基本的な手段であると考えます。そのために何が必要であり、官と民が連携を図るために何が大切なのか考えておかなければなりません。また、これまでの災害の教訓として、防災減災を含め日頃から安心安全のための対策において、女性の視点を活かしていくこ

と、子どもの目線で策を講じることも課題の1つとなっています。まさかではなく、もしかしたらというこの意識、危機感を持ち、安心安全につながる取り組みをこれまで以上に推進していくこと、そしてそれぞれの視点からのニーズに合った見直しも継続して行う必要があると考えます。そこで、以下の質問をいたします。

1、様々な災害が想定される中、住民に協力をしてもらうための環境づくりが重要と考えますが、どのように取り組み、どのように継続していかれますか。

2、災害を想定したマニュアルの策定はしていると思いますが、そのための教訓などは計画しているのでしょうか。

3、防災計画には行政と町民の役割分担が明記されておりますが、どのような方法で周知をしていくのか、お尋ねします。

4、女性の視点を活かした安心安全の取り組みをどう考えているのでしょうか。

5、小中学校における防災、そして日頃の安全な生活のための取り組みはどうなっているのかお聞きします。以上、よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、5点目の質問につきましては所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは1点目から4点目までの御質問について、お答えをいたします。

はじめに1点目の様々な災害が想定される中、住民に協力をしてもらうための環境づくりという御質問でございます。近年では東北大震災、昨年は熊本地震や鳥取地震、また、大雨による土砂災害や大規模な火災などなど、今や日本のどこでも大規模な災害が発生することが予測不可能の中、長崎でもいつ発生するか分かりません。行政による公助は言うまでもありませんけれども、自分の身は自分で守る自助、地域や身近にいる人同士が助け合う共助、この共助こそが災害による被害を減少させるための大きな力になると考えております。さて、本町では地域防災計画に基づき、自主防災組織の充実、強化を図りながら未組織地域の結成促進や自主防災訓練、研修会などを実施しているところでございます。

次に2点目の災害を想定した訓練の計画についての御質問でございます。昨年は熊本地震への対応などにより中止となりました長崎県総合防災訓練が今年度は五島市で開催をされました。関係機関との連携強化を図りながら、大規模災害に対する広域的な消防、救急体制の強化と情報伝達訓練などが実施されております。また町内では自主防災組織による防災訓練が、それぞれ各地で実施をされております。実施時期は地域の状況に応じて開催をされているところであります。また、内容としましては熊本地震を反映しまして、地震体験車による地震体験訓練が最近は増加をしてきておりまして、その他にも炊き出し訓練あるいは初期消火訓練等が実施をされておりまして、今後も同様の防災訓

練計画が各地域で予定されているところであります。

次に3点目の防災計画の周知方法についての御質問でございます。災害が発生をいたしまして、または災害の発生が予測され、その規模及び範囲からしまして応急対策が必要と本部長が認めた時には災害対策本部が立てられます。その災害本部の役割の中に、災害情報の収集整理や避難情報の伝達、関連施設の被害状況調査、衣料品などの調達、ボランティアの受け入れ対応等々があります。なお民生委員児童委員は担当地区内の一人暮らし高齢者や要支援避難者の把握を日常より対応していただいております。また、自治会長や福祉団体等につきましては避難情報の伝達、関連施設の被害状況調査など、社会福祉協議会においてはボランティアの受け入れ対応や見守り世帯などの安否確認を実施していただくことになっております。本町では長与町防災会議を先般開催しました。関係機関や団体等の連絡調整を行いながら連携強化を図ってまいります。なお、自主防災連絡協議会を通しまして、自主防災部長を中心に町民の防災意識の高揚、地域の連帯感の醸成や地域の自主防災力の充実、強化を図っていただいております。また、広報紙や町のホームページを通しまして、町民への周知を図っておるところでございます。

次に4点目の女性の視点を活かした安心安全の取り組みについての御質問でございます。災害は地震、風水害等の自然現象、自然要因と、それを受けとめる側の社会のあり方、社会要因により、その被害の大きさが決まってくると考えられております。性別や年齢や障害の有無など様々な社会的立場によって影響が異なることから、社会要因による災害時の混乱を最小限にする取り組みが必要であると考えておるところであります。災害の予防、応急、復旧などの全ての局面におきまして女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災、復旧に係る意思決定の場に女性が参画し、活躍することを推進する取り組みが大切であると考えております。防災政策にも女性の視点が反映されますよう男女共同参画計画の見直しなども検討したいと考えております。

私の方からは以上であります。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では5点目の質問、小中学校における防災等の取り組みについてお答えいたします。各学校の様々な教科で防災教育を行っております。例えば、小学校1年生生活科では安全に気をつけようというテーマの授業において、道路、川などの危険箇所への注意を促したり、地震の際の机の下への避難、避難場所への誘導に従う指導を行っております。小学校2年生の生活科でも、不審な人への対応などについて指導しております。小学校3年生社会科では働く人と私たちの暮らしの中で地震避難場所案内について、小学校4年生では社会科で災害の原因、消火、防災の仕組み、防火設備、避難器具、地震の被害や地震に対する備え方について指導をいたしております。その他、義務教育では小学校

5年生以上についても発達段階に応じて、また教科の特性に応じて指導をいたしております。さらに、小学校、中学校の特別活動においては火災や地震に対する避難訓練、不審者に対する対応についても実践を通して学習をいたしております。今後も非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身につけるために、一層の学習内容の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

では、再質問させていただきます。昨日、同じように安心安全ということで質問がありましたので重なる部分ももしかしたらあるかもしれないですけど、答弁の方をよろしくお願いいたしますと思います。ではまず、梅雨に入り降雨災害が心配される時期になったんですけども、年間降水量から見ると長与町も27年度はかなりの降水量になったようです。今回の資料の中にちょっとありましたけれども。そのような中で、過去に本町でも長崎大水害でかなりの被害を受けました。しかし、この時にいらっしゃった職員の方がやっぱり少なくなるということで、その危機感が希薄になってきたのではないかという声も、以前の質問の中にもありましたけれども、その時の教訓というものを今現在まで活かしてらっしゃると思うんですけども、どのように活かしてきたのか、そちらをまず1点お聞きします。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

金子議員の御質問にお答えしたいと思います。まず、7.23長崎大水害、これにつきましては実は私、187ミリという記録の当事者でございまして、その当時、建設課におりまして、その時の観測と申しますか、その時の被害状況、そういうのも実体験として私にはございます。それも実際今、長崎地方気象台の方の玄関先にも、この187ミリという記録のパネルも展示されておりました、そういうふうな伝承はされてるかと思えます。また、本町におきましては夏に1回、この雨量計と記録紙を町民の方に公表というのもさせていただきましたし、また今後、私たち実体験をした者が、次の後輩に受け継ぐというような形で継承をしていきたいと思えます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そのような形で危機感を継続していくことが、やはり今後の防災には1番大事なところなのかなと思えますけれども、77人が犠牲となった広島市の土砂災害を受け、調査した結果、県内でも土砂災害警戒区域が増えたと聞いております。本町でも毎年と言っ

て良いほど大きいものから小さい小規模な災害が起きておりますけれども、本町で考えられる土砂災害危険区域に関しては長崎県の方で計画し、危険箇所の基礎調査がなされたところかと思えます。これが防災マップに落とされたのかなと思えますけれども、5月13日のある新聞で県内の急傾斜地土砂災害対策というところで県内は27.3%、1,136か所に留まっているという記事がございました。この中で、本町の整備率は99か所に対し26か所、26.3%に留まっているようではありますが、この数字99か所というのが地域防災計画を見ますと、危険箇所として226か所、指定場所として27か所とになってます。整備箇所が26か所の26.3%ということは、この指定場所の内の26なのかなというふうに理解はいたしますけれども、今後の計画はどうなっているのか、そちらをお答えいただきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。まず、急傾斜地崩壊対策危険区域でございますけれども、これにつきましては県の指定を受けて、県の予算の配分と申しますか、予算の成立に伴って設置をされるかなと考えております。私たちとしては、本町としては、県の方に予算の、設置の依頼と申しますか、申請と申しますか、そういう形になってくると思えます。ただ、先程申し上げましたように土砂災害法が、実は今度見直しをされまして、本町も今月の15日に各自治会長様宛てに県の振興局の方より説明会をする予定でございます。また新たな防災対応策という形で、今後、推移していくのかと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

整備をするにあたっては県と折半ということで、この県の方の事業費もなかなか抑えられてしまっているという点もあろうかと思えます。この財政の点からもなかなかやはりスムーズにいけるとは考えてはおりませんが、緊急に対応すべき場所はないのかというところで、防災マップには一定の周知をしていると思えますけれども、個別に、個人の土地と申しますか、そういう所でも危険箇所があろうかと思えますけれども、そちらは個別の対応というのはされているのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

具体的に個別の対応というのはしておりません。ただ、避難計画またはその地域を表示することによって、日頃からそういう危険な場所という所を意識した形で、大雨の時期とかそういう警報とかが出た時には、やはりいち早く避難をしていただくというよう

な形をお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

了解しました。訓練に関してちょっとお聞きしますが、この訓練に関しては各自主防災組織、自治会によって訓練をしているという答弁でございました。小さい訓練は各自治会で行っているということで、そういうことなんですけれども、その中で地域防災計画、ここに様々な伝達系統図というのが記載されております。その場面、場面ですね。これに関して、スムーズに機能すると考えているのかという点ですけれども、確認を含めてこの伝達訓練というのも必要ではないかと考えるんですけれども、こういうふうな訓練というのは過去にされたことはあるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

個別に伝達訓練のみということはやっております。ただ、全体を通して訓練というのはさせていただいております。また、庁舎内でも職員の初動体制とか、また、この地域防災計画につきましては毎年6月1日に見直しをずっと図りながらそういう改正をやっているというふうに思っております。今後もそういうふうな見込みをしたところの訓練も考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

分かりました。自治会の会員の1人として、この伝達ということ自分の自治会の中ですれば良いんですけれども、なかなかそのきっかけというのが無かったものですから、これは持ち帰って自治会の方でするようにしたいと思います。避難所について次にお聞きしますけれども、小学校、中学校の体育館などが避難所になっているわけですけれども、ここで1点確認ですけれども、夜間などの避難時、体育館の鍵を開ける人というのが決まっているかと思うんですけれども、このマニュアルというのは誰になっているのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

避難所の開所につきましては役場職員の方で対応するようにしております。もちろん夜間ということでの判断になるんですけれども、ただ、議員にも1回説明したかと思うんですけれども、実はこの気象観測のデータにつきましては、例えば夜間に避難を出す前に中間に、要するにそういう対応をしなさいというようなことで、気象庁の方もそういう

配慮をしながら予測というのを今後出すということで聞いておりますので、緊急に夜間ということは、例えば突発的な地震とか何かになるとまた別ですけども、気象観測で予測できる範囲につきましては昼間の避難がスムーズに行く方法の中で対応していきたいと思います。その場合は職員がそれぞれの所管される施設の方に出向きまして、そこから鍵等をお借りして開所の準備をする。また、もちろん職員だけでは対応できない場合には各消防分団の方にも依頼をして、出動をお願いしているというふうな体制をとっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

降雨災害ですとか、警報、そういうものが出された時は確かにそうだと思うんですけども、通告書の中でも想定という言葉は私は使っております。やっぱりこの想定しておくということが大事だと思うんです。今回、なぜこの夜間の避難所の鍵を開ける人というのを聞いたかという、熊本地震の時も避難所の開設までに多くの時間を使ってしまったというところがありまして、体育館の被災状況を確認して、開設が可能かどうか判断をする。誰が開けるのが適切なのか。これは、一連のマニュアルの中で優先順位というのを決めておいて、検討するという事で課題の中に上げられてたそうなので、こういうことも想定してマニュアルの中にある程度は盛り込んでおくべきではないのかなと思ひまして質問をさせていただきました。

では次に、阪神大震災の時と東日本大震災で女性の視点を避難所の運営に取り入れるということが必要だということで指摘されたにも関わらず、残念ながら昨年の熊本地震での避難所運営において、その配慮が欠如していたと。教訓は生かされなかったということだったと思うんです。また、平時に多くの方が係わっているいろんなマニュアルを作っております。しかし、作成したにも関わらず、これが生かされなかったという結果が出ています。これが現実なんです。ですから本町の場合、女性の視点を生かして、今後男女共同参画の視点から見直すということではございますけれども、今現時点で女性の視点というものが生かされものになっているのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安定課長。

○地域安全課長（山口功君）

女性の視点ということで、先程から申し上げてますように、地域防災会議の時に女性の方の委員としての登用でございますけども、20名の内2名の方に、今、女性の方が入っていただいております。これにつきましては、内閣府の男女共同参画局が成果目標としておりますところの10%というところには達しているのかなというふうに考えております。もちろん、そういうふうなのを具体的に、じゃあどうするかということではございますけども、実は地域防災計画の中に、今回変更点としまして、男女協働、特に男

女の双方からの視点から見たそういう避難所の運営の仕方とか、そういうようなことも盛り込みをさせていただいております。また、先程熊本地震のお話もいただきましたけれども、実際うちの職員も熊本地震の避難所の運営の方にも携わっておりまして、現地で生の声と言ったらおかしいんですけども、女性の活躍が大事であるということをひしひしと感じてきておりますので、そういうのをまた職員同士の連携の中で、そういうことも含めながら、今後もし想定される避難所設営があった場合には、そういうのを生かしながら努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

では、29年度の地域防災計画の中で、そういうことで盛り込まれるということで、ただ1点よろしいですか。20分の2で、女性の方がいらっしゃるということですけども、これは確実に女性の枠ということで、このお2人なのか。それともたまたまその中の委員が女性だったということなのか、その点はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

それにつきましては、市町村の防災会議の組織及び所掌事務につきましては都道府県の防災会議の組織及び所掌事務に準じるということで、条例で定めさせていただいております。それに基づきますと本町の委員の選出につきましても、指定地方行政機関並びに県知事の部内の職員、町長の部内の職員の各役職の方という形になっておりまして、それで組織する形になっております。先程今、議員がおっしゃられましたように今回は女性部長がいらっしゃいましたので、今回は2名ということになりましたけども、今後、そういうのも含めながら男女共同参画との兼ね合いも連携しながら対応できればと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

了解しました。実際に今まで、震災時の教訓で今、課長もおっしゃられたように女性の役割は大きいと言われております。今後もよりいっそうの女性の視点を生かす方策を考えていただきたいと思います。

次に昨日も同僚議員が申しておりましたけれども、最近はやほは予想もつかない自然災害、これだけではなくて、やはり近隣諸国の情勢を考えると、ある程度の想定をしておくべき状況にあるのかなと思います。今度の6月号にもミサイルが落ちた時みたいな、そういうページもあったようですけれども、他国との衝突などがあった場合、長与町民のやはり避難が第一、安全面が第一というふうにと考えると、逆には避難の

住民を受け入れるという場合も考えられると思うんですけども、そういうのは想定されていらっしゃるのでしょうか。ちょっと申し訳なかったんですけど、28年度の防災計画を読んだ時にそこを見つけきれなかったのも、お聞きいたします。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

昨日もお答えをさせていただきましたけども、もしそういう弾道ミサイル等があった場合には政府から消防庁を通じまして、J-ALERTで直接、住民の方に知らせるといような形を取っていただいております。じゃあ避難所はどうかということでございますけども、先程から申しますように一応避難所の設定という形で、ただ、これは風水害と違うものですから堅固な建物ということで、政府のいうところは堅固な建物で、まずは地下街というのを示しているんですけども、残念ながら長与町には大きな地下街がございませんので、本町としましては今、避難所の中でも1番堅固な建物というように考えております。あとは窓ガラスに近付かないとか、そういうふうな風圧によるもの、また、細菌といいますか、そういうふうなものに遭わないためには、例えば口を覆うとか、頭を守るとか、そういうことをその中に示させていただいておりますので、そういうのを準じた形で広報、啓発活動ができれば良いかなと思ってます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

分かりました。最近、ある町の首長と話す機会がありまして、有事を含めて防災について、その町長の考えをお伺いいたしました。まず第一印象は危機感が全く無いというふうな印象を持ちました。その町長いわく、全てに記録というものがあって、それに基づいた計画になっていると。金子さんが言う、その震災とか大規模災害、そして有事、こういうことはもう想定をしていない、想定しがたいというふうにおっしゃったんです。こういうふうな考え方で良いのかなと思ったんですけども、町長は長与町の町長として、どういうふうな見解をお持ちなのか、そちらをお聞きします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

昭和57年、大変な災害がありました。幸い長与町は河川がしっかり整備されておりました。大きな災害から逃れたわけでありまして、それでもやっぱり少し手薄な所はあったんです、まだ。河川のやはりその所がやられて、甚大な被害を被ったということですので、私たちは常にやっぱりそういったものは感じております。先般も、去年か一昨年だったか、役場の庁舎で187ミリあったというふうな形の告知をしまして、

そしてまたご披露もいたしました。そういう形でいつでもそういう部分を思っています。その場合にまず避難準備、それから避難勧告、避難指示というのがあると思うんです。今、金子議員おっしゃるような形でいえば、例えば避難準備。この時には、ぜひ皆さん方、例えば山に住んでいる方は下りてきてどっかに避難してくださいというようなことになりますと、必ずと言って良いほど避難をしていただきます。その時に長与町の庁舎あたりを使うんです。その時も先程おっしゃいました男女の目線という意味で言えば、3階を例えば男性、2階を女性というような形で、そういった形の分け合いをすとか、それからまた各機関との提携をずっと結んでおりまして、先程から出てますけども、長崎地方気象台とも結んでますので、常時そういった気象情報の連絡が入ってくるようになっています。それから九州地方整備局とも結んでますので、例えば遮断された場合には我々では分からないわけです。ところがへりを飛ばしたりなんかして、どこどこ地域はもうこれできませんと、そういったものが入ってくるような形もしてます。喫緊ではイオンタウンができて、そこのマックスバリュと提携いたしまして、例えば避難時には駐車場を避難場所として御提供いただくと、水とトイレは使ってもらおうと、そういった常に想定した形で何があってもすぐ対応できるような体制を取っていこうという気持ちでおります。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私も町長の考えとほぼ一緒ですけど、確かに危機感が根底にあるからこそ様々な想定ができると思うんです。想定するからこそ防ぐことができると思います。皆様同じ考えではあるとは思いますが、今後はそのような視点で進めていただきたいと思います。

次に、課長にはちょっとお伝えしてたんですけども、大規模災害時に救助などの災害対応を円滑に実施するためということで、正確な情報を迅速に把握することが大切であるということで、昨今、熊本地震においてもマルチコプター、ドローンが使用されました。遠隔操作によって人や車などが入ることの厳しい危険な場所の調査などに活用されたり、その前の広島の前土砂災害の時は、崩れた溪流の測量に使用されて、これを立体化し土砂の流出量などを計算したということも聞いております。このような感じで活用幅が広がっているというのと、国土交通省ではこのドローンを常時目視しなくても、安全な物資輸送を可能とするドローンポートシステムというものの検証実験を行っております。実際に実用化に向けた環境整備を進めているというところですけども、このように実際に活用が始まったこのドローン、様々な研究や実験を通じてより性能が向上していますし、活用方法が広がっていくというこの可能性も秘めております。本町においても防災面でこのドローンの活用というのは非常に有効だと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

確かにマルチコプター、俗称ドローンという形でのお話をいただいておりますけども、確かにこれは有効であるということをおもっております。ただ、先程も御質問の中にもありましたように国土交通省河川国道事務所においてはこれを常時配備しているということがございますけども、その中で例えば大規模災害が発生し、または発生する恐れがある場合に被災状況の迅速な把握並びに被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧、その他災害応急に技術的な支援を迅速かつ円滑に実施するという目的でテックフォースという組織が設置されております。この方々はどのようなことかといいますと、被災地からの要請によりまして、被災地状況等を技術的支援とマルチコプター、俗称ドローンの災害対策用機械等の提供をさせていただいております。ですから先程お話しをいただきましたように、そういう場合にはそれを活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そういうところですから迅速に対応はしてくださるものとは思いますが、確かにドローンを利用するにあたって、町でとなると操縦者の技能の習得ですとか、安全管理などの課題というのは多々あるというふうに思いますが、要請ということではなくて、災害時に民間事業者からドローンと操縦者を同時に協力してもらうということの検討をしているところが多くて、先程課長がおっしゃられた分は民間事業者にあたるんですか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

民間事業者ではなくて国土交通省の関係機関ということになります。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

ドローンを個人で飛ばしてらっしゃる方もいらっしゃるりとかして、これには様々各自治体でいろんな規制があったりとかして、その規制の中で楽しんでらっしゃる方がいるわけですが、こういう協会に事前に協定を結んで協力を求める自治体が出ているということなんですけれども、安心安全の観点から質問しているので、今回のドローンの活用はここまでしか言えないのかもしれないですけども、可能性はやはり拡大しているというところで、例えば産業ですとかインフラ整備、そういうものにも利用が

可能です。有効活用する機会は様々考えられると思うので、そちらの方のある程度の検討もお願いしたいというふうに思います。

では、次に子ども達の防災、それと安心安全な毎日の生活ということでお尋ねをしたいと思います。先程年齢に応じた防災の教育をしているというふうにお聞きしたところですが、この防災の訓練ですとか、学習というのは自分を守るためのスキルを向上させるということと、それからもう1つは子ども達の意識を向上させるという目的があるかと思います。ここが1番大きいところだと思っているんですけども、この取り組みの1つに、学校によっては子ども達自らの手で安全マップを作成させ、その意識を高めるというんですか、そういう学校があると聞きますけれども、先程教育長がおっしゃってありました4年生の防災教育の中にこれが含まれているのかなと、ふと思ったんですけども、本町は訓練、こういうもの以外に何か独自の取り組みというのは何かされておられるでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

ただいまの御質問にお答えいたします。本町独自の取り組みというのはございません。国で定めました学習指導要領に基づいて行っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

一例なんですけれども、防災教育チャレンジプランというのがございます。こちらの方は子ども達に例えば公園のベンチをかまどにするとか、そういうふうな取り組みを子ども達にさせて、その発表の場を設ける。募集をしておりますので、そちらの方に応募して、その発表の場を設けるというふうな感じのものなんですけれども、防災に係る能力をつけるために取り組んではどうかなと思ってます。では実際に、この児童とか生徒が登校後、事前に天気の方は分かるということなので、答えられることは何かちょっと分かるような感じはするんですけども、実際に児童、生徒が登校後に警報が発令された場合の対応というのはどうするようになっているのか。そちらをお聞きします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。警報が発令している間は学校に留めおくということをしております。なお、この警報がまだ夜中までずっと続くということについては、まだ経験をしておりませんが、そのような状態の中でも警報の中では学校に最後まで留めおいて命を守っていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

下校させることも困難な状況にあるという、この場合を考えて保護者が学校に来て行う引き取り訓練というのをしているところもありますけれども、本町ではその辺の保護者との連携というのは、どういうふうになってるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

連携をした訓練というのはやっておりませんが、情報を常に発信をしたり、あるいは連絡を取ったりということはやっております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

まずもって本当に危険という時は、そういうふうに子ども達だけで帰すことはできないですけれども、ある程度、雨はひどいけど早目に帰宅させた方が良く、下校させた方が良くという場合、各見守りの方たちに連絡を取って各所に緊急に立っていただくという対応を取っているところもあるようです。そういうふうなボランティアの皆さんとの連携も取っていただいて、子ども達の安心安全を確保していただきたいと思います。

次に子ども達の安心安全の生活の同じ観点から、その通学路ということでお聞きしたいことがございます。今回、西高田線が開通したことによって、北陽台自治会から長与小学校へ通う子ども達にとっては、地域の見守りのボランティアの方々の御協力もありますけれども、保護者の皆さんも立っていただいたりとかして、なかなか快適な感じになったかなというふうに子ども達を見て思っております。しかし、この道路が北陽台高校下の町道に交差する反対側の地点、こちらの方の安全性が確保されているのかというのが問題じゃないかということで地域の方から相談を受けました。現状はこの道路が開通したことによって、歩道がはっきりと分断されたというか、なくなった状態に今現状あるんですけれども、ここは南小学校に通う子ども達が使う道路だそうです。今後どのようなになるのか、この辺りの現状を教えてください。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

今の御質問にお答えいたします。現在は新しい道路と旧道がちょうど交わるんですけれども、旧道の方が優先という形で、西高田線で今、指導線で一旦停止という形で利用していただいております。横断歩道の方も当初設計の時からと現地施工の時も県警の方にお話をして、横断歩道の設置とか協議をしていってございました。現在、今の状態で横断歩道は無いんですけれども、今言われている旧道の所は歩道じゃなくて路側線があっ

て路肩通行なんです。その分が分断されてるんで、ぜひともここに横断歩道を付けたいということで申し入れをして、時期が来ればそこに横断歩道が引けるようなところまではもうきております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

工程会議というのが各工事、こういうふうな道路施工、道路を作るといった場合は必ずあろうかと思えます。この工程会議の中で第1番目に行われるのは安全面の確保、この協議なのかなというふうに思うんです。それが当然なのかなと。そしてその後に地質調査ですとか、その工期とか工程など、こういうことの協議がされる中で、安全面の協議があったと想定するにも関わらず、今現在でき上がりつつある中で横断歩道が設置されなかったっていうのは、ちょっと対応が遅いんじゃないかなと思うんですけれども、そちらの要望をすべきだったんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

横断歩道とか信号機、町で設置できれば設置してます。ところが横断歩道と信号機というのは公安、警察なんです。当然、設計にした時から警察とは協議をしてるんです。ただし、警察の方も予算とか、その時期とかいろんな都合があつて後に回るということもあるらしいです。ちょうどその狭間に入ったのが多分うちだろうと思うんです。そこは5月25日オープンしました。ちょっと難しいんですけど、オープンした後、すぐ警察の方にも協議に行ったんです。どうしても供用開始をした後、危険だからもう早く順番を回してくださいという協議をしております。だからちょうど並松線の交差部分、それと向こうの旧道とのタッチする部分、この方に横断歩道と停止線、その方はお願いをしております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そちらの方の予算等もあつて対応が遅れるということも重々分かっておりますけれども、大体想定ができたと思うんです。今回、子ども達だけではなくて、地元の方が右から左、左から右にと渡る時に、車が一時停止だからということをこちらの町道、旧町道の方が優先だということは車の方が分かって、子ども達が分かるわけではないので、やはりその対処は早めに、もっともっと要望を重ねてすべきだったと、私は現況、現場を見て、そういうふう感じたところです。町長にお伺いするんですけれども、町長がよく安心安全のまちづくりというふうにおっしゃいますけれども、これ車のためですか、人のためですか、どちらでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

もちろん、人がまず安心安全の基本だと思います。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そうですね。人のためですね。今回のケースというのはやはり地元の方、子ども達、高齢者そして障害者、それぞれの目線で見たと安全対策というのは町として当然のことだと思うんです。所管に任せず町長自ら時津署に出向いて要望を重ねていただきたいと思うんです。優先的にやっていただく案件ではないのかなというふうに思います。多分、地元からも要望が早い内から来てるかと思うんです。そちらの方を早急に対策を考えていただきたいと思いますが、どうですか、警察の方に町長自らお願いをしていただけないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

横断歩道は引きます。その時期が今ちょうど並松の交差点から言いますと、もう1段上げないといけないんです。それを上げた後に横断歩道を引く準備はもうしております。もう1つ、向こうの旧道と交差する所、ここもその時期に合わせて引けるような準備を取っておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

了解しました。ちょっと言葉が荒くなりましたけれども、すみません。日々の安全は、やはり地域の皆さんとの連携とかそういうものがなければ困難だということを住民の方にも理解していただかないと、この安心安全のまちづくりというのは、一切、やっぱり進まないと思います。そういうところの官と民の連携ですとか、そして行政側は先程言いましたけど、子ども達、高齢者そして障害者、いろんな人たちの同じ目線で立っていただいて、安心安全のまちづくりを今まで以上に推進していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時5分まで休憩いたします。

（休憩 13時50分～14時05分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、最後の一般質問を行います。

通告順9、河野龍二議員の①長与町放課後児童クラブの対策について、②高齢者支援について、③公共施設有料化についての質問を同時に許します。

14番、河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、最後の質問になりました。今しばらくお時間をいただきたいと思います。質問に入る前に訂正をお願いしたいと思います。

①の質問ですが、冒頭、子ども子育て条例と書いてありますが、正式なこの放課後児童クラブに対する条例名は長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ということで非常に長い条例になってますけども、それに訂正していただきたいと思います。申し訳ありません。

それでは質問に入りたいと思います。1、長与町放課後児童クラブの対策について。長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、学童クラブは平成32年までに適正な児童数でなければなりません。しかし、本町の学童クラブの登録児童数は、適正数の40人から45人を超えている状況にあります。多くの児童を抱えているクラブでは日常の運営にも支障をきたしています。このような状況が32年までに解消できるか疑問であります。町は現状をどのように捉え、またどのように対策を考えているのか、お伺いいたします。

2つ目に高齢者支援について質問いたします。介護保険の改定の動きによって、利用料の増加や給付サービスの制限など支援が必要な高齢者にとって厳しい状況になると考えられます。介護支援も地域の支援を借りるなど不安な状況にあります。そこで、介護保険だけでなく町独自の高齢者支援を検討すべきと考え、以下の質問を行います。

(1) 独居高齢者への対策。全国では高齢者の孤独死が年間3万人とも言われています。私自身も高齢者の危険な状況に遭遇したことがあります。また1人暮らしで不安だという声もたくさんお聞きします。介護保険制度の改定でますますこうした状況が増えるのではないかと危惧します。緊急通報システムの普及拡大などの考えがありませんか。

(2) 認知症対策について。先の議会でも提案させていただきましたが、認知症の方向の徘徊を防止するシステムの導入の検討はどうなっていますか。また、認知症サポーター養成講座の効果はありますか。質問いたします。

(3) 高齢者の生活支援について。町のニーズ調査でも外出を控えていると回答した理由が足腰などの痛みとあります。閉じこもりなどを防ぐためにも乗合タクシーの導入の考えはありますか。また、タクシー券、バス券の導入の検討はどうなっていますか。質問いたします。

最後に公共施設有料化について質問いたします。多くの町民の批判を受けながらも有料化が開始されました。いまだ不満の声が聞かれています。中でも施設予約後の使用料の返還がなされないことに不満の声があります。そこで以下の質問を行います。

(1) 有料化の根拠に、使用する人は利益を受けているという説明がありました。し

かし、施設の予約はしたが都合により使用しない場合は利益を受けていないと解釈すべきではないでしょうか。通常民間施設の予約によるキャンセル料の場合は、予約によって利用しようとする人に対し、食事の提供の準備や会場の設営の準備に費用がかかり、その準備行為の費用に対しキャンセル時期に応じて費用返還が行われます。公共施設の場合、何らその準備にかかる費用は発生しません。しかし、利用していないのに使用料を取ることで、これまでの有料化の根拠に反します。見直しが必要と思いますが、どうお考えですか。

2つ目に、この公共施設の有料化について新たな減免策が検討されていますか。また、そうした要望が出ているのか。以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今議会最後の質問者であります河野議員の質問にお答えをいたします。

1番目の御質問でありますところの長与町放課後児童クラブの対策についての御質問でございます。この放課後児童クラブの整備につきましては放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づきまして、1クラブ当たりの登録児童数が適正人数となるよう順次整備を行っているところでございます。これまで平成27年度に2クラブ、29年度に1クラブを開設いたしまして、長与小区域と長与南小区域におきまして適正人数に近づいてきております。さらに今年度は洗切小区域と北小区域におきまして整備に着手をしております。残すところは高田小区域の整備が完了すれば、全体数の確保につきましては一定目処が立ってまいります。現状といたしましては整備が完了していない高田小区域におきまして、今年度、新1年生57人のうち25人の子供たちが登録をしております。大変多くなっております。以前より協議を行っておりますけれども、現時点では結論が出ていないため対応策といたしまして、児童館内の専用区画面積を一部拡大して利用していただいているところでございます。他のクラブにおきましても例年より登録児童数が伸びてきておりますので、継続して関係機関と協議を行い、全てのクラブにおきまして適正人数となるよう引き続き対応を図ってまいりたいと、このように考えております。

続きまして2番目1点目の独居高齢者への対策の質問でございます。現在、本町におきましては65歳以上の1人暮らしまたは高齢者のみの世帯であり、かつ所得税非課税世帯の方に対しまして緊急通報装置の貸与を行っております。現在使用している装置は事前に登録をしている登録先への通報及び通話ができる機能のものであり、周知につきましても本町ホームページ及び窓口等で実施をしているところでございます。現在、様々な機能がついた新しい機種への更新について検討しているところでありまして、それにあわせて周知につきましても強化を図ってまいりたいとそのように考えております。

次に2点目の認知症対策の御質問でございます。認知症の方の徘徊を防止するシステ

ム、いわゆるGPS機能のついた機械の導入につきましては県内でも一部の自治体を実施をしているところでございます。しかしながら活用度が低いことやコスト面など課題が多いとの声も聞かれております。本町では平成28年度に高齢者等見守りネットワーク事業協定を2つの事業所と締結をいたしまして、認知症高齢者を含む地域での見守り活動に取り組んでおります。また今年度、県におきましても見守りを必要とする人が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう行政、関係機関、団体、民間事業者及び住民が連携、協働した多重的な見守り体制の整備強化を図るため、長崎県見守りネットワーク推進協議会が設置されたところでございます。本町としましては、今後さらに見守りネットワーク事業の拡大を図り、地域での見守り活動を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解の程よろしくお願い申し上げます。

また、認知症サポーター養成講座は認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランで認知症への理解を深めるための普及、啓発の推進を図るため、本町では平成21年度より講座を実施し、28年度までに1,295名の方が受講され、受講者にはオレンジリングを配布しておるところでございます。講座では民生児童委員や町の職員、自治会、老人会、学校、サロンなど団体の方々を受講され、例えば学校ではPTAによる親子での参加など、幅広い年齢層により認知症に対する理解が深められていると感じております。

効果につきましては特に数値に表れたりすることはあまりありませんけれども、認知症サポーターの養成に伴い、地域の人々が認知症を正しく理解することにより、認知症の人ができる限り住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるようになることに繋がる大きな要素となっておりまして、地域における見守りネットワークづくりにおきましても、認知症サポーターの養成が地域支援体制の担い手づくりとして大いに寄与していると感じているところであります。今後も引き続き、認知症施策の重要な施策として、本年4月より配置いたしました地域包括ケアコーディネーターを中心に実施をまいりたいと考えております。

次に3点目の高齢者の生活支援ということでございます。本町では昨年度、主にバス路線の現況を調査するとともに課題を分析し、改善方策の方向性を示した地域公共交通網改善計画を策定いたしましたところであります。課題の1つとして、急傾斜かつ狭隘な道路で形成された団地でバス利用が不便な地域が存在することが挙げられております。こうした地域の高齢化対策は優先的に取り組む必要があると考えております。一部地域での乗合タクシー等の新交通システムの導入を検討してまいりたいとそのように考えております。今後、地域住民の皆様の御意見、地域公共交通会議における議論を踏まえ、具体的な運行ルートや運賃などを設定し、試験運行を目指してまいりたいと考えております。また、タクシー券やバス券などの交通補助券の導入につきまして、住民の方からも御要望をいただいているのは存じ上げております。しかしながら、財政状況等を鑑み交通費への補助に取り組めていないのが実情でございます。

3番目の公共施設有料化についてでございますが、1点目のキャンセル料の見直しの

御質問についてお答えをいたします。現在、施設の利用に当たりましては仮申請をしていただき、抽選を行い、許可書を発行しております。この許可書が発行された後に、天候等の理由などにより使用できなかった場合は全額を還付しておりますが、自己都合により使用しなかった場合は還付をいたしておりません。これは使用料の改正の時にも御説明をいたしましたとおり、施設使用の適正化のためをお願いしているものでございます。過剰な申請を防ぎ必要な時間帯のみを申請していただくことにより、利用しなくなった時間帯を他の団体が利用することにより、施設使用の適正な利用ができるものと考えております。自己都合のキャンセルにつきましては従来からも還付しておらず、使用料に対する利用者説明会でも御説明をさせていただいているところでございます。

2点目の新たな減免施策及び要望についての質問にお答えをいたします。新たな減免策につきましては町民の皆様のお声をお聞きしながら、検討すべき点につきましては協議していきたいと考えておりますけれども、減免策の要望等につきましては4月以降提出されておらず、今回の改定につきましても、町民の皆様から一定の御理解は得られているのではないかと考えております。以上であります。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、再質問をさせていただきます。まず放課後児童クラブの件で質問させていただきます。今の答弁ですと、私もこの間事情を放課後児童クラブの方々からお聞きして、民間の放課後児童クラブが、この間、増設されたりだとかという状況がされてる中で、一定そういうのが進められているということで、一様に多い高田小校区について対応していきたいという話ですが、1つは先日、町長も学童保育の方々とはっとミーティングをされて、現場を見られて、ああいう状況を見て、答弁の中では確かに施設としては増えて、その中で解消されてる部分も確かにありますけれども、やっぱりかなり厳しい状況もあるし、中身の文書を見ると改善をしてもらわないといけない部分もたくさんあるという状況の中で、そういった意味ではまだまだ目処が立つという状況じゃなくて、改善する余地はたくさんあるんじゃないかなと思ったんですけども、町長はその辺どういうふうに感じられたか、お答えしていただけますか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

放課後児童クラブにつきましては1クラブの子供の数、そして1人当たりの面積というところが大きな基準となっておりまして。その中で守らなければいけない児童の数というところが、確かに高田児童クラブはまだ整備が済んでない地域になっておりますので非常に御迷惑をおかけしている地域にはなっておりますけれども、27年度からずっと他に公共施設で利用できる所がないとか、例えば高田小学校であったりとか、公

共施設であったりとか、そういう所で何とか利用ができないかということで、そこそこと協議をさせていただいておりますけれども、最終的な結論に至っていないということで、後回しになってしまっております。高田児童クラブとも話をさせていただいておりますが非常に人数が多くなってきているということも了解しておりますし、生徒の数というのも、高田小地域につきましては増えてきているというのが団地の開発等で分かっておりますので、ここは何とかしないといけないということで考えてはいるところなんですけれども、現状まだ最終的な結論が出ていないというところで御迷惑をおかけしているような状況になっております。必ずこの5年間の間に高田小区域につきましても対応していきたいと考えておりますので、それまでもうしばらくお待ちいただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

お話の中で町の担当課も一生懸命努力してもらっていると。でもなかなか進まないんだという話で、そこは町長もあそこで聞かれたというふうに思うんですね。特に高田児童クラブでは適正数の倍、児童数が登録されてるということで、正直、来年果たしてどうなるかとか、それがもう今期もっと増えたらどうなるかとか、非常に不安な状況を抱えてるわけですね。32年までにと、これが条例の中で決められてますんで、約束としてはここまででやれば良いんでしょうけど、実際40人の定員の倍以上、80人の人たちがああいう形で出入りをされているという状況で、果たして、努力してるんですけどもなかなか進まないんですよでは、これは良くないのじゃないかなと。なぜ町長に最初お聞きしたかっていうと、これは町長のやはり政策1つだと思うんですね。子育て支援を重視して取り組むという町長の施政方針もありましたんで、私はあそこで聞いた声に対応して、この一定順序立ててやっていくという形じゃなくて、早急に何らかの方向性を示すべきではないかなと思うんですよ。そこで、町長があのお場におられてどう感じられたかということをお聞きしたいと思って。町長からお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私も高田地区の皆さん方とお話をさせていただきまして、そしてまた実際、現場を見させていただきまして、本当に狭い所で子供たちが、そこで学習したり遊んだりしてるというような状況を見せていただいております。長与町は今、私、答弁で縷々申し上げましたように、いろんな所で長与小区、南小区でもそうでしたし、いろんな所で増えてまいりまして、その都度その都度、ずっと対策をしながらやってきております。今回も本当に対策を打たなくちゃいけないなというふうに思っております。特に今、喫緊では洗切小学校と北小学校区では一定の目処がつかしました。そういった形で何とか知恵を

絞り、そしてまた方策を考えながら早い時期に解決できるよう努力していきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

早い時期にというふうなところでしかないのかなと思うんですけども、ちょっと視点を変えて質問をいたしますが、平成26年の7月31日に文科省から学校教育施設のいわゆる学童クラブに対しての協力を求める通達が出ていると思うんですよ。この間もこの学童放課後児童クラブの対策については学校施設、洗切は特に教室を利用して、今回また新たな1教室が使えるという状況で、長与小が新築される時も何かそういう部分の提案もされたと思うんですけども、なかなかそこら辺でうまく、うまくいったらおかしいですけども、学校施設の利用が洗切小だけに留まっているということなんで、この部分での学校施設の使用の協力の協議というのが現在行われてるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

先程、担当課長の方からも申されたように、子供たちの人数も増えておりまして、大変な状態になっているというのは私どもだいたいお聞きしております。担当の方も私の方にお見えになられまして、高田小学校の教室等の空きが無いのかとか、いろいろ、グラウンドに建てるような場所がないのかとか、だいたい協議をさせていただいたんですけども、繰り返しになりますけども、子供たちの人数も増えまして教室等も遊ばせているような教室が無いものですから、今のところはちょっと学校の施設はもう利用はできないんじゃないだろうかということで担当課の方にはお答えをさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そこで空き教室が無いと言われるとなかなか難しいんですけども、町の統計で見ますと、地域によると思うんですけども、例えば平成17年のゼロ歳から14歳の人口というのが7,700人位いらっしゃるんですね、平成17年当時。平成27年については6,400人、1,200人位減ってるわけですよ。これは地域にもよりますけども、そうすると10年前の小学校では一定こう、そういうぎゅうぎゅうで本当に大変だったかもしれませんが、1,200人ぐらい、1校、2校分ぐらい児童数はゼロ歳から14歳ですから小学校になるともっとこう生徒数が減ってる感じです。学童保育の方々に聞くと児童数は減ってるんですけども、全体の子供たちの児童数は減ってるんですけど、学童保育に登録する児童数は増えていると。この背景は何かと言うと、やはり共働きが

増えてきているという、やっぱりこれは経済状況を考えると共働きしないとなかなか生活が成り立っていかないという状況で、学童保育の子供たちの登録数は増えているという状況なんで、そうすると単純に考えてですよ、学校の子供たちは減ってるとなれば何か工夫して確かに教育の中で、小学校教育の中で、ここの部屋は例えば違う目的で使いますよとかね。ここの教室はこういう目的で使いますよというのがあるのかもしれませんが、一定子育て支援という形から考えるとそういうところもちょっと学校教育の中でも協力してもらって、クラス数が減った分、空いた教室が本当に利用できないものなのかというところが真剣に検討されてきたのかなと思うんですけども、その辺についてはいかがですか。何かお答えがあればお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

おっしゃるとおり子供たちは減っております。ただ、学童保育の子供たちも増えとるんですけども、いかんせん高田小学校の学校規模が他の小学校の規模といたしまして、規模自体が小さな学校でございまして、洗切小学校みたいに以前、長与ニュータウンがあった時の小学校ですので、学校規模自体も大きく今回は利用できる教室があったものですから、学童保育の方に利用をしていただくようになりましたけども、高田小学校自体がどうしても規模自体が小さいものですから、それに加えて今回、小学校の入学等もある程度増えてきておりますもんで、今回利用できるような教室が無かったということで、担当と協議をさせていただいたところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

教室ではなかなか難しいとなると、そのグラウンドでは片隅にプレハブなんかを設置して、そういう検討が、率直に聞いて検討はされたのかですね、その辺でできなかった理由が何なのか、具体的に教えていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

議員も御存じかと思えますけども、高田小学校のグラウンドが下駄履きというんでしょうか。ちょっとコンクリートで出して、上げて、そこにグラウンドを広くしたような場合があります。その上に建物が載せれるのかっていうのもありますし、グラウンド自体がいびつな形をしておりますもんですから、どうしてもどこのスペースに作れるかというのもある程度検討をしたんですけども、なかなか利用しにくいということですね。それと駐車場の関係もありますし、利用しにくいということで、今の状態ではグラウンドでの設置は難しいんじゃないかなろうかということで話をしております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

なかなか厳しい状況ですけども、なぜしつこく言うかという、やはり場所の問題ですよね、放課後児童クラブを行う。町長も先程言われましたけど、児童館の一部を使って、今のところ児童館の空いている部屋を使って活用して良いですよと言われますけども、私も現状見させていただいたら、もう空いてる部屋も学習と遊びとおやつとってというのが、もう全く一緒にできないという環境があると。まだ行った時には天気が良かったので外に遊びに行く子だとかいたと思うんですけども、そういう状況、雨が降ればあの教室いっぱい、全く日常の運営そのものが大変だということで、これは高田クラブに限らず今の児童クラブ、児童館を利用してる北児童クラブでも同じなんですよ。ここでもやはり児童館の1部屋を借りて使ってるんですけども、やはり衛生面の問題とか、そういう問題も含めてやっぱり不安な状況がたくさんあるんですよ。

今、北を民間が1つ増やすと言われてますけども、実際そこにどれくらいの児童がいて、どれくらい解消されるのかっていうのは、これも指導員の先生に聞くと全く分からない。特に民間の施設は保育所の卒園児を中心になるとなると、学校に近いその児童クラブの方が一定数字は変わらずにそのまま推移して、児童クラブを作ったは良いけども、まだまだ適正数ではないという部分が非常に懸念されるということなんで、やっぱり場所の問題なんですよ。いかに場所を提供するか、つくり出すかということなんですよ。そこが担当課も努力してるんですけども、なかなかうまくいかないところなんで、やはりこれは町長がよく言われる、早急にやる施策の順位があるんだというふうに町長よく言われますけども、今この段階では本当に今心配されてるのは、次の年はもう受け入れられませんと、学童行きたいと言っても受け入れられませんという児童をつくり出してしまうと。それはできんだろうと、何とかやってほしいということで、指導員の先生は頑張ってるんですけども、そこがやはり町のこういう進んでない状況で、まさに作り出してしまいう可能性があるということなんで、これ一定、今年度中に本当に一定の目途が立つ方向性を私は示すべきではないかなと思うんですけども、担当課の方からは早急に努力したいとありましたけども、これ町長、ぜひそういう立場に立って、何とか今年度中に一定の目処が立つような努力をしていただけないでしょうか。町長、再度お願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、お話を伺ってまして、私も児童のお母様方とお話をして、それは強く感じております。とにかくこれが1日でも早く解決できるよう、こちらも努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私は熱い思いで言ったんですけども、さらっと言われて非常に、本当にお願いできるのかなど。それを期待してよろしいですかね、本当に。ですからやっぱり12月までにこうできますじゃなくても、こういう目処が立ってきてますよというふうな形で、本当にそこはずっと担当課は学童の先生方とそういう話をされてはいると思うんですけども、そこがなかなか進まないのが不安な状況で、先程言いますようにこれ本当に預かることができないと、さっき言いました共働きの多くて本当に学童が無いと働くことさえできなくなるという状況、これは作ってはいけないんですよ。そこをやっぱり何とかするのはもう行政の力でしかできないわけですから、ぜひ考えていただきたいと思います。先程の答弁で方向性を出していただくと期待をしたいというふうに思いますので、次の質問に移させていただきたいと思います。

次は高齢者支援についてですけども、独居高齢者対策ですが、緊急システムでいろいろ今、緊急システムについてはいろんな形で進んでる機器が出てきているということがありました。私、ここで述べてるように私自身も身内の者が、本当に2日間部屋の中で倒れてて、たまたま私が行って大家さんに鍵を開けてもらって、無事命は取りとめたという状況だったんですけども、いまだやはり一定の高齢者の中で病気を抱えてる方は1人暮らしが不安だという声をたくさんお聞きします。そういう中で、緊急通報システムですけども、今、町内で高齢者、対象となる高齢者等々で、どれくらいの方が、割合でも良いですけども、この緊急通報システムを設置されてるのか少し分かればお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今、本町の方で緊急通報装置を御利用されてる人数につきましては、平成28年度末現在で17世帯の方が御利用をされてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

これは過去3年分ぐらいで良いですけども、この世帯数が増えてますか、それとも減ってますか。ちょっとそこ分かれれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

すいません。手元に過去3年分はちょっと準備してないんですけども、28年度に

4世帯の申請があつて4世帯が増えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

申請があつたのは4世帯だけですか。それ以上世帯が申請があつて4世帯になったのか、そこはお分かりになりますか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

4世帯申請があつて、4世帯の御利用をいただいております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

緊急通報システムについては先程町長も答えられましたけども、条件が非課税世帯というふうになってるんですよ。ここの条件を私はもう撤廃して良いんじゃないかなと、今のこの高齢者の中で非課税世帯ではなくても、こういうシステムの設置が可能になるというふうにしてはどうかと。ただ、これは他の自治体を見るとそういう条件が無い自治体もありますんで、これはずっともう過去からずっとこういう形でなってると思います。そういうのを条件外すとまだまだ多くの方が設置できるんじゃないかなと思いますんで、その辺についての検討ができないものか質問したいと思います。

○議長（内村博法議員）

森川住民福祉部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

議員おっしゃるとおり、今の状況は非課税世帯に限らせていただいております。今後、そういう要望がありましたら、逆に非課税でない場合には一部負担金を支払っていただくというような形の対応とかも可能ではないかと思っております。そういうことも踏まえた上で、不安に思っているらっしゃる高齢者で緊急通報システムを利用したいという方の御相談がありましたら検討をしていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

現状はそういうふうなのはできてないんですよ。ですから今後、検討したいということで。ぜひ、そういう意味では検討していただいて、やはりこの問題も私の事例では、命は取りとめたんですけども、やっぱり周辺で高齢者で1人暮らしで孤独死をされた方の周辺の方というのは非常に、何と言いますか、落ち込むと言いますかね、気がめいると言いますか、日常的に普段は会って挨拶してたのに、ここ2日間、姿見ないなと思

ったと。そしたら部屋の中で亡くなっていたというふうなところで、周りの方も非常に本当に意気が消沈してしまうんですね。そういうことを防ぐためにも、緊急通報システムだけではないですけど、先程言われたいろんな見守り活動も含めてでしょうけども、そういうのを少しでも減らすといいますか、先程、冒頭言いましたように、年間3万人とも言われているという状況なんで、長与町ではこういうことが無いよというような形で、これに限らずそういう取り組みをお願いしたいと思います。

次に認知症対策ですけども、GPSの問題も活用にコストがかかるということで、なかなか前向きな答弁いただけなかったんですが、サポーター養成講座も一定取り組んでるということですけども、これについても私の体験談から言いますと、御夫婦の中で非常に認知が進んで、あれは夜8時過ぎでしたかね。私に携帯がかかってきて、主人が帰って来ないということで、かなり認知が進んでもう朝方から出かけて帰って来ないということで、どうしたら良いかという連絡があって、私もその遠方にいたもので、とにかく警察に連絡してくれということでそういう対応したんですけども、無事1時間後ぐらいには帰って来られたんですが、やっぱりこういう状況も日常的には、たまたま私はそこで経験しましたが、やはり多々ある状況ではないかなと思うんですね。これも見守り対策だとかっていうところで取り組んでいくということですけども、地域でそういう、やろうというふうな気持ちを持つてる方は良いと思うんですが、なかなかそういう方ばかりでは無いという状況もあると思うんですね。そういう意味では、やっぱり遠くの家族は心配なんですけども、何の対応もできないということで、その懸念もあるというふうに思いますんで、これについてもまずはもうその効果がない、効果がないと言いましたかね、活用をあんまりされてないと言いましたかね、GPS機能というのは、ただ、やっぱりこれがあることで、安心する部分もあると思うんですよ。そういう意味では単純に効果がないだとか、コストがかかるだとかで、この導入ができないという形ではなくて、こういうのも活用して、こういうこの認知症の対策を未然に防ぐという形の取り組みの方が私は優先されるべきじゃないかなと思うんですけども、再度、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

確かに議員おっしゃられますように、見守り活動とあわせてこういったGPS機能がついた機器の導入というのも有ると心強いかなと思いますけれども、まずは本町としましては地域での見守り活動の方を強化、充実をさせていただいて、それからそちらの方がまず優先ということで考えておりますので、機器の導入につきましては、その次といいますか、まず優先を見守り活動の方でさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そういう答弁いただくと今、例えば認知症で困ってる方々の全ての対象者に十分な見守り体制が取れてますか。私はなかなか難しいと思うんですよね。どうですかね、それは対象となる見守り、認知症の対象となる方々に全ての見守り対策が取れているとお答えできますか。再度、質問します。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

認知症の方の支援ということで、今年の4月から地域包括ケアコーディネーターということで、主な業務として認知症の方の支援ということで、非常勤職員を2名配置しております。この方々をキーとしまして地域に出向いてもらって、民生委員の方との連携とか、そういった部分で地域の悩んでる方等がいらっしゃる場合の情報収集をしまして、町の方で支援という形につなげていくということを今現在、取り組んでおります。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

取り組みは分かりました。その認知症の不安を抱えてる方々の、対象に対して、この全ての方の見守りネットワークといいますか、それがきちっと構築されているものなのか。もうそうなってくると心配無いんですけども、そうなってくると先程の遠方にいる私の携帯にかかってくるということはまずないわけですよね。地域に見守りがいらっしやればね。私はそこがなっていないといいますか、やっぱりもれてるところがたくさんあると思うんですよ。そういうところをカバーするのも、こういうシステムの中で取り組むべきではないかな。確かに活用する機会は少ない方が逆に良いと思うんですよ。こういう機器があって、居なくなったとか、どこに居るかを探す場合に。ただ、これがあることで家族も安心するし、遠方にいる家族もすぐだれかの近くの知り合いに連絡することも可能なわけですから、その効果が無いだとか、コストがかかるだけで判断すべきではないと思うんですけども、再度、いかがでしょうか。これもう少し検討すべきではないかなというふうに思うんですが、だれか答弁いただければと思います。

○議長（内村博法議員）

森川住民福祉部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

利用頻度の件なんですけれども、認知症の方がGPS機能のついた機械を常に身につけておいていただかなければいけないという、そこが若干ネックになってるっていうのも、他市町の方から話を聞いております。ですからそういう形で効果というものが、100%GPSがあるから大丈夫っていうものでも無いということもありまして、今のところ導入を控えているというような状況であります。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

確かにその辺の懸念はあると思いますけども、それでも他の地域では導入をして、一定、この認知症にもいろんなケースがあるんですよね。通常は全く日常の生活ができる。日常の会話ができる。ただ一旦外に出て、果たして自分の目的は何だったのか、帰りが分からないだとか、そういうケースもあるんで、私はそういうケースを救済するためにも、こういう部分の検討が必要だと思いますんで、ぜひ、この部分についてはもう少し検討して取り組んでいただきたいと思います。あと、乗合タクシーですけども、これは午前中も同僚議員が質問がありましたんで、簡単にといいいますか、次の質問もありますんで、質問したいと思いますけども、ニーズ調査も見ましたように、これはバスの問題だとかいうふうに言いましたけども、乗合タクシーも私もいろいろ調べさせていただいて、特に長崎市地域では今25路線ですかね、乗合タクシーを導入してるということで。だから財政の問題も非常にあると思うんですけども、この一定、非常に利用頻度が高いところでは委託よりも黒字になってるという状況もあるようです。そういう意味では高齢者の支援という形でぜひ取り組んでいただきたいと思いますけども、そこでお伺いしたいのは、今、検討されてる路線がいつ頃までに運行開始ができるものなのか。そういうスケジュール的なものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今年度、地域の住民の方々との協議、それから地域公共交通会議における協議を経まして、試験運行を早ければ今年度中にスタートをしたいと考えております。試験運行も一定御利用の状況がどうかという検証が必要ですので、半年程度を想定しております。その後、うまくいけばといいますか、運行できるようであれば、本番へ向けてというスケジュールで考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

午前中の質問でもありましたように、今のところ2路線というふうな形で、これは確かにいろんな条件の中であると思うんですけども、ゆくゆくはやっぱり増やしていくという考えがあるのか、ぜひ、そういう立場でこの事業を考えていただきたいと思います。んですけども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この2路線、これから試験運行に向けて取り組んでまいりたいと考えてます。その状況をまずは1つ検証したいということがございます。それから路線を増やす、同じようなエリア、地域があればその検討も必要かと思えますけれども、数を増やすことでJR、バス、タクシー、既存の事業者との競合、それから経営に影響を与えるということも懸念がされます。それと要望があったにしても、実際の運行ではなかなか乗っていただけないという他自治体の例もございますので、地域の方々の強い要望とございますか、乗る、利用するんだよという姿勢ですね、そういったのも踏まえまして検討してまいりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

その辺は要望でしかできませんけども、確かに民間事業者との競合というのが多々ある面があると思うんですよ。ただ、長崎市の運行する乗合タクシーをみても、これは競合しないようにやってる部分があるんですよね。あるんですけども、どうしてもバス路線を走る所も当然出てくるんですよ。やっぱりそういう意味では、なかなか困難かもしれませんけども、この高齢者支援だとか弱者支援ですね、生活弱者支援という立場からぜひそういう部分は民間業者にも協力していただけるように努力をしていただきたいと、今のお話を聞くと、なかなか要望があってもできるかどうか分からないと、今後、検討するけどもそういう民間業者との兼ね合いが出てくるというふうな形で、前向きに路線数を増やしていきましょうというふうに、そのかわりに条件があるんでしょうから察しますけども、私は、もっとこの路線以外にもやっぱり困難な所たくさんあるんです。急傾斜地で住んでる所がですね。バスからの空白地域、メートル数もあると思うんですが、こういうのが町長がよく言う住みやすい町につながると思いますんで、是非、路線数を増やす検討をしていただきたいと思います。

あともう1つ、タクシー、バス券もこういう導入に合わせて、確かに財政の問題があると言われましたけど、こういう乗合タクシーを導入することで、いわゆるタクシー券を補助したりだとかというのも活用できると思うんで、そこも財政の問題も含めてですけども、そこもぜひ検討すべきではないかなと、これはどちらになるんですか。タクシー、バス券は企画の方になるんですか。じゃないんですかね。福祉になるんですかね。ぜひ、これは検討していただきたいなと。そういうバス、乗合タクシーが入ることで、そういうところも要望はたくさんあると言われてますし、同僚議員の質問もありましたように入浴券の問題もありました。利用率が30%だということですので、確かにそういう財源も活用しても良いでしょうし、新たな財源を作り出してこのタクシー、バス券もぜひ検討できないかなと思います。時間もありますんで、要望だけしときます。

あと、有料化の問題ですけども、なかなかこのやはり有料化の問題、前向きな答弁が出てこないですね。またここで一言、言わないといけないんですけども、町の有料化の

根拠というのは使用してる人が利益を受けてるというふうな根拠でしたよね、3つの中の。確かに適正化利用というのもありましたけども、利益を受けている、使っているから利益を受けてるんですよというふうな話です。で、いやいや使えなくなりましたって。じゃあ利益を受けてないわけですから、これはやはりそれちゃんと精算すべきじゃないですかね。いや、予約して、あなたの都合で使わんやっただからお金返しませんよっていうのは、これはやっぱり普通、民間でもなかなかあり得ない。例えばホテルの予約だとかね、そういうところでもあり得ないことですよ、当日ならばまだしもね。ここにありますようにホテルですと予約することで食事の提供だとか、部屋を提供するためのいろんな掃除だとかということやるわけでしょうから、そういうところに費用がかかるから当然そのキャンセルをした場合に、それに応じてこのキャンセル料が変わってくると、それは理解できるんですけども、町の公共施設で何らそういう準備をする必要のないのに、使わなくてもお金を返さないというのはやっぱり不満が出ると思うんで、これは見直すべきだと思うんですけども、どうですかね、まずできないんですかね。お答えをお願いします。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

今の御質問についてお答えします。まず、条例中におきまして、既納の使用料については還付しないというふうなことで都市公園条例等全ての条例で定められております。また、民間と比べて準備をしてないっていうふうなことでございますが、これにつきましては管理人からの報告によりますと、当日になってキャンセルというふうなことが多く報告をされております。体育館辺りになりますと、体育館を使用する10分前までに管理人が行って、使用開始の10分まで待機して待っているというふうな状況でございます。また、公民館等につきましても夜の10時まで管理人が待機しておりまして、いつでも使用できるというふうなことでなっておりますので、従来どおり、自己の都合によるキャンセルにつきましては還付は従来どおりしないというふうなことで考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

体育館、小中学校の体育館のことだと思うんですよね。今の言われたのはね。その地域の管理人さんがおられて鍵を開けに行くという話で、その辺は確かにそういう労力が必要ではあると思うんですけどね。公民館の管理人については施設の利用者がいなくても10時まででないといけないんですよ。これはもうそういうルールっていうか、その勤務体系になってると思うんですよ。で、いやその使わなくても10時までおらんばいけんと言うのはちょっとやっぱ理由にならないというふうに思いますし、管理人さん

についても、ちょっと百歩譲って、当日ならまだしも分かりますよ、そこでね。でも前もってそういうふうにもうこの日は使いませんというふうにあるのならば、私はその返還して全然構わないと、構わないというか返還すべきだと思う、逆に。町の根拠、揺らいでますよ、その使用する人が利益を受けていると。使っていないわけですから、利益を得てないわけですから。だからね、やっぱりこれ使っていないわけですから、で、やっぱりそのお金の支払いの仕方も含めてですね、これやっぱり見直すべきだと。こういう不満がどんどん募ってきますよ。これはぜひ今やりとりしても、もう変えないというふうな話に出てくると思いますんでですね、これぜひ、内部でも検討していただいてですね、これはやっぱり問題だというふうに思いますんでね、検討していただきたいというふうに思います。

最後に、新たな減免策の部分ですけども。今のところ無いというふうに、4月以降は無いというふうに言われておりました。ただ私が聞く範囲では減免策を要望したとか、要望するだとかっていう話をちょっと聞いてはいたんですけども全く無いですか、本当に。再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

住民の方から2、3の声はお聞きしたことがありますけども、前回みたいに要望書というふうな形での提出についてはあっておりません。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

要望はあるわけですよ。あってるわけですよ、要望書が出てなくても要望はあってるわけですよ、その要望に対して何らかの対応をしようとされてるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

この間、全く、今回の自己都合のキャンセルによる見直しというようなことで、ある方からお話があったところなんですけども、一応こういったことで説明申し上げましたら了解していただいておりますので、そういうことで1件、1件、そういうことで回答をしているところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私が聞いてるのは、全体的な減免、全体的なその使用料の減免を、自分のところ、自

分たちというか、こういう条件のところは、もう1回減免制度考えてほしいという要望が有るか、無いかです。今のところはキャンセルの部分だけですか。ちょっとその辺をもう1回、もう1回お願いします。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

もう1件あっておりますのが、今のところは65歳以上についての減免ということなんですけども、75歳以上についても検討してくれないかというふうなことでは聞いております。それについては、町長の答弁にありましたとおり皆さんの御意見をいろいろお聞きした上で協議していきたいということで考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

町長の答弁は先程は無いつていうふうな、要望があれば協議していきたいというお話だったと思うんですけど、分かりました。だから、新たな減免制度を求める声が実際上がってるわけですね。町長はそういう要望も聞きたいという話ですけども、やはりまだまだ、一定理解は得てるというふうに冒頭答えられましたけども、住民の皆さんはこういう問題どうかと思って、いろんな要望を出してるわけですね。町長、先程言われたいろいろ協議していきたいと。これほんと住民の皆さんで一度、もう1回何らかの形で町長が出て行って協議する場というのを作った方が良いんじゃないですかね。それとあわせて、もう時間ありませんけども、こういう形で制度が始まりました。新たな減免をします。また、新たな減免ができました。また違うところから新たな減免の要望があったと、こういう場合にも対応していくものなんですかね、いかがですかね、町長。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、始まって、4月から始まってわけですけども、いろいろ始まる中でいろんなまた御意見も出るかと思えます。そういったものについては、町としては受け付けて話をしていきたいと思ってます。今、所管からありましたように、一部いろんな具体的な話があったわけでありまして、それについて話をしましたところ、分かりましたという形で御理解いただいているということでございます。

ただ、これにつきましてですね、まだ、いろいろ時間もありますし、その中で改良すべきという点があれば改良していきたいとそのように考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

最後に質問しますけども、始まってやっぱりいろんな矛盾があるわけですね。私もこの質問、前回は質問して、これはやっぱりまだまだ不満があるわけですから、私はやっぱり1回元に戻して、この町民の皆さんの声をしっかり聞いて、再度、検討すべき内容だと。この今言われたように今75歳以上の減免が出てますと、これがもし、じゃあやりましょうとなった時に、じゃあ私たちもこういう減免してほしい、こちらからも出てくるって、こういう形ではやっぱり成り立たないですよ。町長、再度、この問題はもう1回やっぱり町民の皆さんに声を聞くという立場に立って、見直すべき内容ではないかと思えますけども、その答えをいただきたいと思います。町長に。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今まで議員がおっしゃるように十分話をしてまいりました。所管を含めまして。今議員がおっしゃるように一部そういった方、おっしゃる方もいらっしゃいます。ただ、大筋の皆さん方は、やはりその分については、御理解を一定いただいているものと思います。けども私としましては、もしこれについてまだまだ良い案があれば、それはそれなりの検討をする余地はあるとそんなふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

これはもう私の要望で、要望といいますか意見ですけども、この良い案というのは、やっぱり1回元に戻すことですよ。住民の皆さんの理解をきちっと得ることが私は良い案だというふうに思いますんで、質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

本日はこれにて会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 15時05分）